

# 熊取町議会委員会会議録

〔平成29年12月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

# 目 次

〔議会運営委員会（11月30日）〕	
平成29年12月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4
〔議会運営委員会（12月12日）〕	
平成29年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	5
その他	8
〔総務文教常任委員会〕	
議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例	10
質 疑	10
採 決	11
議案第80号 税条例等の一部を改正する条例	11
質 疑	11
採 決	12
議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定について	12
質 疑	12
採 決	23
議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定について	23
質 疑	23
採 決	32
議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）	32
質 疑	33
採 決	34
〔事業厚生常任委員会〕	
議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例	36
質 疑	36
採 決	37
議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例	38
質 疑	38
採 決	42
議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）について	43
質 疑	43
採 決	46
議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）について	47
質 疑	47
採 決	49
議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について	49
質 疑	49
採 決	49
議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	49
質 疑	49

	採 決 .....	50
議案第90号	平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号） .....	50
	質 疑 .....	50
	採 決 .....	53
議案第91号	平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号） .....	53
	質 疑 .....	53
	採 決 .....	54

議 会 運 営 委 員 会

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成29年11月30日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	貝口良夫	総務部長	南和仁
事務局	局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

### 付議審査事件

- 1) 平成29年12月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年12月熊取町議会定例会の運営について審議をしていただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（江川慶子君）まず初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。南総務部長。総務部長（南和仁君）それでは、平成29年12月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては、議会の進行に基づきご説明申し上げます。

まず、行政報告につきましては、損害賠償に関する専決処分報告について1件でございます。

次に、予定議案につきましては、人事案件が1件、条例改正が4件、熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定についてが1件、熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についてが1件、指定管理者の指定についてが2件、土地改良法に基づく応急工事計画の策定についてが1件、補正予算が4件、合計14件でございます。

それでは、各案件内容についてご説明申し上げます。

資料裏面をごらんください。

まず、行政報告の損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、予定議案について説明させていただきます。

資料表面をごらんください。

1件目の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の大上明子氏の任期が平成30年1月31日付で満了いたしますので、同氏の再任について地方税法第

423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2件目の宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例につきましては、同条例に基づく奨励措置について、魅力ある条件を追加することにより、宿泊施設誘致の達成に向け、取り組みを促進させるため、この条例案を提出するものでございます。

3件目の税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、本町税条例等の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

4件目の都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、都市公園法施行令の一部改正が平成29年6月15日に施行されたことにより、同施行令を引用している本条例の一部を改正するため、この条例案を提出するものでございます。

5件目の水道事業設置条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年4月1日付で下水道事業において地方公営企業法の適用を実施するに当たり、組織、財務及び職員の身分取り扱いが変更されるのに伴い、関係条例の一部改正及び廃止が必要となることから、この条例案を提出するものでございます。

6件目の熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定につきましては、平成20年を基準年次として策定した熊取町第3次総合計画が、平成29年をもって目標年次を迎えるに当たり、新たな本町の総合的かつ計画的な行政運営の総合指標として、熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画案を提出するものでございます。

7件目の熊取町第3次行財政構造改革プランの策定につきましては、平成30年度から平成34年度までの財政の基本的な方向を定める熊取町第3次行財政構造改革プランを策定し、将来に向けて持続可能な行財政運営を実現するため、このプラン案を提出するものでございます。

8件目の指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）につきましては、熊取永楽墓苑の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

9件目の指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）につきましても、永楽ゆめの森公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

10件目の土地改良法に基づく応急工事計画の策定につきましては、平成29年8月7日から8日の台風5号豪雨により発生した農業用施設の災害復旧事業を実施するため、応急工事計画案を提出するものでございます。

11件目の平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,987万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、寄附の見込み増による寄附額の増額及び謝礼品費等経費の増額及びコンビニ交付システムの開発に伴う債務負担行為の設定、並びに就学援助の新入学学用品費入学前支給に係る経費の補正でございます。

12件目の平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加するものでございます。補正内容は、平成28年度決算額確定に伴う前年度繰越金及び一般会計繰出金に係る補正でございます。

13件目の平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,389万8,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、介護保険法の改正等に伴うシステム改修に係る経費及び高齢者生きがい活動促進事業の補助に係る経費、並びに調整交付金及び低所得者保険料軽減負担金の再確定に伴う返還金に係る補正でございます。

14件目の平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万9,000円を追加するものでございます。補正内容は、熊取永楽墓苑側溝改修工事に係る経費となっております。

なお、追加予定議案といたしまして、一般職職員給与条例の一部を改正する条例ほか補正予算6

件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、平成29年12月議会定例会にご提案させていただきます案件についてのご説明とさせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明のありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、12月6日から12月19日までの14日間といたします。

本会議の開催については、12月6日、7日、8日及び12月19日の4日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を12月14日に、事業厚生常任委員会を12月12日に、それぞれ開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会を12月12日に、議員全員協議会を12月14日に開催いたします。

以上のとおり平成29年12月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。11月28日の正午に通告を締め切った後、議長立ち会いのもと、私がかじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第4 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、日程第5 議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第80号 税条例等の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定についての件、日程第10 議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についての件及び日程第14 議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件、以上の5件については、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

また、日程第7 議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）についての件、日程第12 議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）についての件、日程第13 議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件、日程第15 議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第16 議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第17 議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の件、以上の8件については、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり平成29年12月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、平成29年12月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

---

委員長（江川慶子君）次に、意見書の取り扱いについてでございますが、意見書受付一覧をごらんください。

意見書につきましては、3件提出されております。

鱧谷議員から憲法9条改定に反対する意見書（案）、全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう具体的な対策を求める意見書（案）の2件、次に、矢野議員から道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置継続に関する意見書（案）、以上の3件の意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回12月12日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

また、議会出席基準の見直しについて、12月から変更が起きております。皆さんご存じのことと思いますが、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

以上で、平成29年12月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

---

（「10時18分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子



## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成29年12月12日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	貝口良夫	総務部長	南和仁
事務局	局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

### 付議審査事件

- 1) 平成29年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、こんにちは。

本日は、平成29年12月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（江川慶子君）それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。南総務部長。

総務部長（南和仁君）それでは、平成29年12月議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、お手元の資料に基づき説明申し上げます。

資料の追加予定議案の欄をごらんください。

各追加予定議案につきましては、条例改正が2件、補正予算が6件、合計8件でございます。

それでは、各案件内容についてご説明申し上げます。

1件目の一般職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年8月8日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の退職手当条例等の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げにあわせて、本町においても退職手当の支給水準の引き下げを実施するため、この条例案を提出するものでございます。

3件目の平成29年度熊取町一般会計補正予算（第5号）から8件目の平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）までの計6件の補正予算の主な内容は、平成29年人事院勧告への対応及び人事異動等による人件費補正となっております。

まず、3件目の平成29年度熊取町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,996万9,000円を減額するものでございます。

4件目の平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予

算の総額に歳入歳出それぞれ233万2,000円を追加するものでございます。

5件目の平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ228万円を減額するものでございます。

6件目の平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万8,000円を減額するものでございます。

7件目の平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174万6,000円を減額するものでございます。

8件目の平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の既決予定額に13万3,000円を、収益的支出の既決予定額に48万円を追加するものでございます。また、資本的支出の既決予定額に52万7,000円を追加するものでございます。

以上で、平成29年12月議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます追加議案の説明を終わります。

本件につきましては、12月19日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては、追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

---

委員長（江川慶子君）それでは、先日、持ち帰っていただきました意見書3件についてご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の憲法9条改定に反対する意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）この憲法9条改定に反対する意見書につきましては、憲法9条改正につきましては当面私たちも必要はないと考えておりますが、意見書の内容の文言に関しまして賛成できるものではないと考えますので、この意見書につきましては反対させていただきます。

その内容の部分ですけれども、「従来の憲法解釈を180度変えて集団的自衛権行使を容認した安保関連法」等とありますけれども、憲法範囲内の安全法制の法案であるというふうに私たちは思っておりますので、その辺の部分の文言がありますので、当面9条の改正は必要ないとは考えておりますが、この意見書につきましては賛成できるものではないというふうに考えておりますので、意見として述べさせていただきます。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見等ございませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）「従来の憲法解釈を180度変えて」というこの文言がなかったら賛成できるということなんでしょうか、その辺について。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）いえ。内容的にここだけではありませんので、賛成できるものではないかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）そこだけではないということが、ちょっとよくわからないんですけども、やはり憲法9条に自衛隊を第3項につけ加えることによりまして、自衛隊が海外派兵されるというふうなことも強く考えられますし、私も被曝2世として70年間過ごしてきて、やはり二度と戦争は起こしてはならないという気持ちでいっぱいです。ぜひ憲法9条を改正するということがないようにやっていきたいと思っておりますので、賛成のほうよろしくお願い申し上げます。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。ほかの委員も発言いかがですか。ございませんか。  
（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、2件目の全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう具体的な対策を求める意見書（案）についてご意見等を賜ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）この意見書につきましては、賛成ということの立場で意見を述べさせていただきます。

193回の国会におきましても、公明党熊野参議院議員のほうからも厚生労働委員会のほうで障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度について、身体や知的は対象なのに精神は除外されるケースが少なくない現状を指摘して、それを差別されているという声が多いということで、公明党としましても改善を訴えてきておりますので、この意見書に関しては熊取公明党としても賛同させていただきたいと思っております。

一つお聞きしたいんですが、全国的に精神障がいの方の運賃割引というのがないのかなというふうには思うんですけども、具体的にできているところというんですか、何か交通機関として運用されているところの例があれば、少しご紹介いただけたらいいかなというふうに思います。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）小さいところでは、されているところがあるとはお聞きしております。でも、特に大手の事業所がしていないということで要求していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（江川慶子君）それでは、ほかにご意見等ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置継続に関する意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等ありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）道路財特法というふうな議員立法で、時限立法でもあります平成20年度から10年間というふうな形で、平成29年3月31日に時限立法でそれが効果が切れてしまうというふうな形になってございます。熊取町にあつては原発特措法等で、これも平成24年度からまた10年間の再度延長というような形をとっておりますけれども、平成33年3月31日まで原発特措法が熊取町は認定をされておりますが、全国的に今現在、道路事業をするときに50%が国費で賄われておりますけれども、議員立法の中で55%のかさ上げというふうな形に全国的になってございます。大阪府の動きとしたら、大阪府道路協会を通じて全国規模の道路整備促進期成同盟会というところに各首長がこういうふうな形で意見書を出して、要望書を出されております。もう一度、10年間時限立法を延ばしてほしいというような形になってございます。熊取町にあつても、これから岸南線であるとか外環、特に泉州山手線、岸和田市からまた泉佐野市のほうまで抜ける道、熊取町だけが道路財特法が時限立法で切れてしまつて、熊取町は原発特措法で55%面倒を見てもらえますけれども、ほかの地域が面倒を見てもらえなくなるというふうなことになると進捗状況も少し変わってくるのかなというふうに考えておりますので、こういった形で意見書を出させていただいて、また10年間、時限立法で55%のかさ上げをしていただきたいというふうな意見書になっておりますので、よろしくお願

たします。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見等はございませんか。

本文中の4段目と5段目の間に改行されているんですが、これは詰めてよろしいですか。

委員（矢野正憲君）はい。内容が大きく変わるものではありませんので、詰めていただいても結構でございます。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見等ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件はそのように修正し、追加議案として上程することにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成29年12月定例会閉会から平成30年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、平成29年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに関係があれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、12月13日以降に事務局に置いておきますので、よろしく願いいたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「13時47分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

総務文教常任委員会

## 総務文教常任委員会

月 日 平成29年12月14日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	佐古員規	副委員	長	坂上昌史
	委員		文野慎治	委員		鱧谷陽子
	委員		二見裕子	委員		服部脩二
	委員		坂上巳生男			

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	企画部長	貝口良夫
	企画部理事		企画部理事	
	兼シティプロモーション	明松大介	兼財政課長	東野秀毅
	推進課長		総務部理事	林利秀
	総務部長	南和仁	住民部長	藤原伸彦
	総務部理事	塩谷義和	住民部理事	田中耕二
	住民部統括理事	吉田潔	健康福祉部理事	山本雅隆
	健康福祉部長	小山高宏	都市整備部長	泉谷徹
	健康福祉部理事	木村直義	会計管理者	中谷ゆかり
	都市整備部理事	大西宏	兼会計課長	
	上下水道部長	山戸寛	教育次長	阪上清隆
	教育委員会		教育委員会	
	事務局統括理事	吉田茂昭	事務局理事	林栄津子
	政策企画課長	橘和彦	広報公聴課長	巖根晃哉
	総務課長	原田哲哉	人事課長	道端秀明
	税務課長	阪上高寛	住民課長	山戸由紀美
	産業振興課長	奥村光男	介護保険・障がい福祉課長	野原孝美
	介護保険・障がい福祉課		子育て支援課長	野津恵
	参事	根来雅美	保険年金課長	野津博美
	保育課長	阪上正順	学校教育課長	松浪敬一
	水とみどり課長	庭瀬義浩	書記	藤原孝二
事務局	局長	北川雄彦		

### 付議審査事件

- 議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例
- 議案第80号 税条例等の一部を改正する条例
- 議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 議案第84号 熊取町第3次行政財政構造改革プランの策定について
- 議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）

委員長（佐古員規君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ます。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

---

(「10時00分」開会)

---

委員長(佐古員規君) なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月7日及び8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

委員長(佐古員規君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長(佐古員規君) 初めに、議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 2点ほどお聞きしたいんですけども、5年から7年に延ばす理由と、それから金額的にどれだけふえていくのか、お答えいただけますでしょうか。

委員長(佐古員規君) 明松企画部理事。

企画部理事兼シティブロモーション推進課長(明松大介君) まず、1点目の5年から7年に延長した理由でございますが、営業、誘致活動に回らせていただきまして、大きく2つのご意見がございました。

まず1点目が、要は駅周辺で具体的にご提供いただける土地はないかというところでございます。それを受けて、11月16日の議員全員協議会でご説明のとおり、要は駅前の北駐輪場、こちらを年明けから公募をかけていくという対応が1点でございます。

それと、ご質問の要は5年、7年のところなんですけど、営業を回っておりますと、もう少しインセンティブが何とかならへんかなというようなそういったご意見、ご要望等々がございまして、ひとつここは他の自治体に競争力で負けないというところ、こういったところで何とか想定していきなたいというところで、今回2年間延長させていただいて、他の自治体に負けないようにしっかり取り組んでいきたいというところでございます。

それと、2点目の2年延長することによる金額ですけれども、借地なんですけれども、うちの公有財産規則に基づきましてあそこ計算しますと1年間約270万円程度の賃借料ということになりますので、270万円の賃借料の2年間分、その2分の1と、上限500万円になりますので、500万円に満たない金額、280万円ですと約140万円の2年間の奨励金が必要になるというところがございます。あと、固定資産税なんですけれども、固定資産税につきましては建物が対象ということになってまいります、すみません、建物の分につきましては、恐らく何階建てになったりとかその内容によって変わってくるわけなんですけれども、RC工法の例えば8階、10階建てということになりますと建物の固定資産税が300万円、400万円とかというんでしょうか、このあたりはまた実際に建て上がってから税務課と調整ということになります、その全額2年間分ということになります。ただし8年目からは、もともと建てなければ一切入ってこないものがそれなりの固定資産税が今後は入ってくるという、そういったところになります。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第80号 税例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それでは、税条例の一部改正について質問いたします。

新旧対照表に基づいて質問いたします。

資料2-2のところでは現在100分の12.1という法人税割の税率を100分の8.4とするという、そういう法人税割の引き下げの改正が含まれているわけなんです。これについては事前に説明資料をいただいております。その中で、財政力格差の縮小を図るため法人住民税の法人税割の税率を引き下げ、その税込額を地方交付税の原資化とすると、こういう説明があったのです。これがちょっとわかりにくいので、引き下げることの背景、そして地方交付税の原資化とすると、このことの意味合いについてご説明願います。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）ご質問にお答えいたします。

今回、事前に配付させていただいた資料の中にも書いておるんですが、地域間の税源の偏在性を是正する、いわゆる都市部には法人が多いということから税金が多く入ってきている、地方については企業の少ないところは税金が少ないといったところで、今回法人町民税の税率を下げた分につきましては、国税である地方法人税の税率にそのまま上乗せされます。それが国の交付税の特別会計のほうにそのまま上乗せされるような形になりまして、また各地方公共団体等に再配分されるというような図式になってございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）大体わかりました。法人税の国税分が上乗せされるということなんですが、ですから、引き下げ対象となる法人にとっては実質的には納税額は変わらないということかと思えます。熊取町内において法人税割を負担している企業というのはどれぐらいあるんですか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）28年度の決算の実績になります。こちらにつきましては、法人税割の納税者については約200社でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、約200社の法人税割を納めている法人の熊取町における法人税割の税率が引き下がることによって熊取町としての税金が減るわけなんです。法人税割の引き下げによる税金減というのはどれぐらい見込まれますか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）今回の法人町民税の税率の改定につきましては、31年10月1日事業開始分につ



いて適用されることとなります。こちらについて税収の減の影響が出てくるのが平成32年11月末申告法人から発生してきますので、平成32年については11月調定から3月調定の期間となります。この分については、今現時点での試算でございますけれども約750万円の減、平成33年度につきましては通年で影響が出てきますので、約1,800万円の減が見込まれると現時点では試算しております。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）通年で影響の出る時点で約1,800万円の法人税収の減少ということになるようなんですが、先ほども、その分は結局地方交付税が上乘せされるということのようなんです。そのことについては、結局、地方交付税というのはこの分がこの地方交付税だというラベルが張られているわけでないで、結局、地方交付税として本当に法人税の減収分がふえるかどうかというのはちょっと怪しいなという気もするんですが、その辺の心配はどうなんですか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）委員のおっしゃるとおり、減収分が丸々交付税として入ってくるとは考えられません。ただ、もう一点新たに創設された分がございまして、こちらのほうは都道府県の法人事業税の関係になるんですけれども、そちらで法人町民税の法人税割の引き下げ分について法人事業税交付金という制度が設立されると。いわゆる府の法人事業税の約5.4%をそういった形で各市町村に配分するという制度も別途創設されているようなので、そちらのほうでも補填があると考えてございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）軽自動車税のところなんですけれども、これ、結局文言が変わるだけで金額等は変わらないですよ。変わる人はいてるんですか。

委員長（佐古員規君）阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）軽自動車税の環境性能割の創設と種別割への名称変更ということなんですけれども、まず現行の軽自動車税が種別割に変わる分については文言の変更と。もう一個の環境性能割というのが、いわゆる今の取得税の文言が変更され、また税率も新たに見直されまして、今までやったら府の税収やっただのが町税のほうに税源移譲されるといったようなものでございます。ただ、徴収とかについては従来どおり、当分の間、府で行うといったような内容でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第80号 税条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（佐古員規君）次に、議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）冊子の3ページをお願いします。

住民協働・住民参画のところなんですけれども、これは10年後の姿となっているんですけど、

私たち団塊の世代、10年後には80歳に到達いたします。本当に若い人から、私たちの年代までぐらいが年金で暮らせる世代なんだというふうに言われております。それ以降の方というのは年金だけではなかなか暮らしていけないというふうに言われていまして、このときの時代に協働事業とか、それからそういう協働のまちづくりに参画していただける方がどれだけふえているんだろうかということに対してすごい不安を感じております。

21ページに健康寿命というのが書いてあるんですけども、男性が79.7歳、女性が83.58歳、これはもう歩いていけば健康というふうに言われているような年代になってくるかと思うんですけど、本当に80歳を超える、私たち一番階層的にも多くて、その人たちがそういう状況になっているときにこういう協働事業の充実というのは非常に難しいんじゃないかということ、もうちょっと現実を捉まえていろいろと考えていただけるほうがいいかなというふうな感じと、それから、そういう協働事業制度が充実してくればしてくるほど、自治会とかそういうところの役員になり手がなくなってくるんです。行事が多いとか、することが多いとかいう形で、なかなか次の人にバトンタッチしていけないというような状況が今から起こりつつあるので、その辺も見きわめて10年後の、ここはちょっと変えていただかないといけないんじゃないかなというふうに感じております。

委員長（佐古員規君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 協働というところでございますので、協働事業につきましては、委員おっしゃいますとおり、総合計画の中でも基本構想の中で特に3つの共通のテーマ、1点目が効率的・効果的、2点目が地域特性を生かす、3点目が協働というところで、非常に重要なファクターとして捉えています。これは3次総計も同様でございます。その中で、本会議の一般質問時にも申し上げましたが、やはり我々、協働制度そのもの、まずは個人で何かをしたいという方のグループ化を図り、またそのグループ化を図った上で協働の何らかの事業をしていただくというようなところの支援、それぞれの段階での支援をしていくというようなことが重要なところでございます。また、それにつきましては、こんなことがありますよというPRもあわせてやっていくというところで、多数のNPO団体、また市民等の活動している団体も含めていろんな協力をしていただいているというようなところでございます。

ですので、今後もこれはやはり町としても協働は進めていくべきであろうと。全てを行政がやるというようなところは困難なところでありますし、NPOの機動力であるとか専門性、そういったことも生かしながらやっていかないとなかなか町行政全体をやっていくというのは難しいのかなというところで、やはり協働というところになってくるのかなと。

ただ、委員おっしゃいましたように、その中の構成要因であります自治会等も含めた、一方ではそちらのほうのなり手不足であるとか、また負担であるとかというようなところも課題として持つておる、これも我々も従来から持つておると。だからこそ自治会等に対する支援、これはマンパワーの支援も含めてで、これも一般質問のときに申し上げましたけれども、マンパワーも含めていろんな事務的な支援、またイベント等をするときの支援、そういったこともあわせてやっております。あわせて自治会についてもPR、これはちょっとまだできていないところがありますけれども、ホームページ上で自治会活動はこんなことをやっているんだよということをしなから、なかなか厳しいですけども、自治会の加入率も上げていくような行動をしながら役員の支援と加入率の促進、こういうことも図っていくというようなところ、これは課題としても持つておりますが、この歩みをとめることはやはりなかなかできないんじゃないかと、進めていくべきことではないかというようなところも含めて、10年後それを目指したいというところでございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 目指したいのは一緒だと思います。私たちも目指さないと決して思っていないんですけども、現実的に考えて、今一番多い年代である私たち団塊の世代がこれからどんどん歳をとっていったら、10年後の姿というのは私たちが80歳になったときの姿なんです。そのときに、私た

ち以下の方というのはやはりまだ働かないと老後をしっかりと過ごせないというか、私たちは65歳できちっと年金をもらっていましたが、年金が68歳になり70歳になるというふうなことを言われているときに、働かないと暮らしていけない人たちを集めて協働の事業をもっと進めるんですと言っても、少ししんどいところがあるんじゃないですかということを行っているだけです。

委員長（佐古員規君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） だからこそ我々行政が支援していくというところが重要になってくるところだと思いますし、現在も、私たちもそうですけれども、自治会等の活動、個人的な活動ですけれども、そういうところにも参加しております。ほかの現役世代の方も参加しております。そういう意味では負担が多いと先ほど申し上げたとおりで、そういうところの支援が大事になってくるところだと思います。

委員長（佐古員規君） ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 鱧谷委員は10年後のことを心配してあれこれいろいろと発言されているんですけれども、我々共産党議員団としても、住民協働を進めていくという点では基本的には同じ立場であるんです。

地域コミュニティのところで、地域を超えた活動を行う住民活動団体やNPO等を生み育てていくことも重要ですよというふうな、現状と課題のところでは指摘をされております。基本計画の4ページのところでですけども、この辺は非常に重要な視点かなというふうに私も感じております。高齢者といっても高齢の方々の地域での活動もさまざまなスタイルが変わってきておりますので、現在の高齢者の生活実態に合ったそういう住民協働のあり方ということが今後模索されていくのかなというふうに感じております。

熊取町は自治会の加入率も高いですし、そういう地域コミュニティという点ではまだまだ健全な状態が保たれていると思うんですけども、鱧谷委員が心配されているように、今後10年間で急速に自治会等活動が崩壊していくようなところ生まれてくるんじゃないかというところを非常に心配されての発言かと思いますが、そういう点では、行政サイドとしてもそういう地域での活動に対する支援というのをより一層心して頑張りたいと思いますけれども、基本的には地域の活動ですので地域の自主性に寄らざるを得ないという部分もございますので、なかなかこの辺のところはこういう計画での位置づけも難しいところかなと思います。

ところで、私からの質問は、基本計画の48ページのところで、47ページから行財政運営ということで2ページにわたって行政事務の効率化、そして健全で持続可能な行財政運営、そういったことについて現状と課題、今後の目標を達成するための施策等について書かれております。28年度決算においても、経常収支比率の大きな伸びとか、あるいは基金の取り崩しが非常に大きかったことでありますとか財政が非常に厳しい状況が立ちあらわれてきておりますので、今後効果的、効率的な行財政運営を進めていくという、その姿勢は我々としても納得するところではあるんですが、ただ、1点だけ非常に気にかかるのは、今回、成果をはかるための主な指標として掲げられている中に経常収支比率の現状、平成28年度99.9、そして目標として92.6という数字を入れられているんですけれども、恐らく総合計画の基本計画の中にこういう経常収支比率の数値目標を入れるというパターンは余り多くないと思うんです。近隣の自治体でこのような経常収支比率の数値目標を入れているところはございますか。

委員長（佐古員規君） 橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君） すみません、全ての指標の近隣のデータを全てそろえたわけではございません。ですので、明確に今例えば泉佐野市が入れている、岸和田市が入れているということはご答弁の範囲ではございませんので、差し控えさせていただきますが、この指標をそもそも基本計画の段階で入れるか入れないかというのは、事務局、また審議会にもご提案させていただき中で議論させていただきました。特に3次総計では、当然そういった指標というものは入れてございません。ただ、近年の、地方創生でもそうですけれども、KPIに始まるさまざまな指標、数値目標がPD

CAサイクルを回すためには必要だという議論があります。近隣といいますか府内の市町村を調べました。特に、総合計画が法による義務化がなくなった以降策定した府内数団体を確認しましたが、指標を入れている団体と入っていない団体もございました。入れている団体につきましては、当然やはり本町と同じように何らかの目標があるべきではないかという考え方、また入っていない団体におかれましては、実は前総合計画では数値目標は入れておりましたと。ただ、新たに今回つくるに当たってさまざまな議論がありまして、10年後に数値目標、どこまで掲げても精緻なものというよりは意気込み、目標、こういう意気込みですという部分も含めた数字でもありますので、そこに議論が集中して中身の議論にはならないという判断もあって、今回は数値目標を取りやめましたというようなお話も聞き及んでおります。

本町におきましては、先ほど言いました3次総計では数値目標を入れてございませんでした。新たな今回の計画の中の試みとして数値目標を示して、町の姿勢、意気込みも含めてお示しすべきではないかという形で入れさせていただいた中で、この分野における一つの指針としまして経常収支比率というのを内部で協議させていただきました。

本町においては、例えば公債費の関係の目標であったりとかいろいろあろうと思いますけれども、一方ではそんなに悪くない財政的な数字もございますので、その悪くない数字を目標に掲げても余り意味がないのかなという部分を含めまして議論した結果ということで、本町の中での一つの目標として入れさせていただいているところでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） ただいま数値目標全般の話と経常収支比率の話と両方お答えいただいたかと思うんですけども、私もちらちらと幾つかの団体を調べたところ、数値目標そのものを全く入っていないところも結構ありますし、入れているところでも経常収支比率を数値目標として入れているところは極めて少ないかなというふうに思うんです。近隣で私が発見したのは、阪南市の現総合計画の中に経常収支比率の数値目標を入れておりました。

阪南市の場合は平成24年から平成33年までの総合計画で、前期、後期というふうに分けておまして平成28年度までが前期計画と、平成29年度から平成33年度までが後期の計画というふうになっておるんですが、中間年で一旦見直しをして基本計画の文言を修正するというふうなことをやっております。阪南市は、当初の総合計画の中で、経常収支比率はもともとよくないですけども、それでも平成21年度の時点で経常収支比率が現状値ということで数値が入っているのが93.3だったんです。阪南市の場合、目標値は平成28年度の全国都市平均値ということにしております。全国の都市の平均値を平成28年度の目標値としようということだったんですが、平成28年度に阪南市は全ての数値目標を見直すというときに、経常収支比率は平成26年度の段階で99.8に上がっておったんです。阪南市はここ数年間で経常収支比率が急激に悪化して、平成26年度決算の数値が99.8。そのときに目標値を見直して阪南市はどうしたかということ、数値目標を入れていないんです。もうこれはちょっと下げるのは難しいと思ったのかわかりませんが、目標値のところには矢印を入れております、右下がりの。だから、現状からは下げようというふうなことが目標として入れられております。数値目標としては、何とか平均値とかそういうものも入れておりません。

どういう事情でそういうふうに変更したのかはわかりませんが、阪南市の場合は中間見直しの段階で経常収支比率が現にすごく上がっていて、現状よりも下げていくだけで精いっぱいかなというところでそういうふうに変更されている。それが平成28年の段階で見直しをしているんですよ、阪南市は。そういうことなんですけれども、近隣で経常収支比率が目標値として掲げられているのを発見したのは阪南市だけですけども、阪南市がそういう現状です。

熊取町は現状が99.9ということで、平成28年度に、国からの財源が大きく落ち込んだということや、あるいは退職手当の伸びとか幾つかの要因が重なって急激に経常収支比率が悪化したわけなんですけれども、この数字を見れば、誰も経常収支比率を下げなければいけないというふうを感じ

と思うんです。その目標値として92.6という、現在の経常収支比率からすればうんと下げるとい  
う、そういう目標値を設定されたんですが、92.6という数字の根拠はいかがですか。

委員長（佐古員規君） 東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君） 92.6というのは、指標を設定する際に発表されていた27年度の決  
算的な数値の中で大阪府内の町村の平均を用いたというところでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 平成27年度の大阪府下の町村の平均、それが92.6ということで、それを用いたと  
いうことなんですけれども、大阪府下の町村の中には熊取町に比べればまだまだ平成27年度経常収  
支比率が非常に低いというところもあったのかもしれない。平成27年度というのは全国的にも、  
あるいは特に大阪府の場合は経常収支比率が大きく下がっている年ですよ。平成27年度は、28年  
度とは逆に国からの地方消費税交付金が非常にふえたというふうなこともあって、おおむねこの  
自治体でも経常収支比率が改善されている、そういったところが多いんですけれども、そのときの  
大阪府下町村の平均92.6という、熊取町にとってはちょっとハードルが高いかなという感じの目標  
値を設定されておるんですが、92.6という数値を設定したということは当然それに向けて頑張ると  
いうことかと思うんです。92.6という数値は達成できるんでしょうか。

委員長（佐古員規君） 東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君） 目標ですので、10年後はここを目指していくということは当然進  
めていくわけでありますので、これが今達成できるかといったら、できるできないというお答えと  
いうのはなかなか難しいのかなと思います。ただ、この数値自体が行き過ぎかというふうには、私  
は考えていないようなところであります。

その理由なんですけれども、99.9という熊取町の現状というのが、例えば府内の状況を見られて  
も、多分100を超えているところがあるのもご存じやと思うんです。100を超えているところがいわ  
ゆる財政的に大変やというふうなところは意識しながらもそれほど大きくなって騒動になっていな  
いというのも、一つは経常収支比率に影響を及ぼさない別の財源として都市計画税というのを持っ  
ているところがあります。一番近いところでいうと、先ほどの阪南市でも、分母に入る都市計画税  
自体で27年度の数値なんですけれども3億9,900万円、そういう全く経常収支比率に影響しない財  
源を別に持っている団体がかなり多うございます。そういうものがあれば熊取町でも例えば都市計  
画事業で使った公債費に充てていくとかという、そういう部分があるんですけれども、熊取町には  
そういう財源が現状ございません。

その中で99.9というのは本当に大変な状況やというところで、やはり将来に向けてのいろんな、  
こういうことをやっていく、なかなか財政状況もあって踏み込んだところが書けていないところは  
あるんですけれども、これを下げることによってその財源が生まれてくるというような部分で言え  
ば、ある程度のところを求めていかないと、単に下げるだけということであればここに書いている  
ものは何の財源の裏づけもないという話になってしまいますので、これを下げていくことによって  
毎年のお金でやっていける財源を生み出していくということだと思いますと、92.6というのが低過ぎ  
るという部分につきましては、いろいろ捉え方は人それぞれの部分があろうかと思いますが、  
方向性として今回設定させていただいたことについては、担当させていただいた私にとっては妥当  
な数字かなというふう考えております。

以上です。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） いろいろとさまざまな角度から検討されてこれが妥当だと。今、阪南市の場合、  
経常収支比率が高くて経常収支比率に影響しない都市計画税などの財源があるということで、そ  
ういう財源の事情の違いということもご説明いただいたわけなんですけれども、それにしても、こ  
ういう目標値を設定するというので、それは後に出てきます行革プランにも影響してくると思う

んです。この数値に縛られて、さまざまな住民サービスにつながるような部分で結局住民にご負担いただくとか、あるいは民間委託がより一層促進されるとか、そういった点で私ども心配する部分もありますので、この点に関しては、こういった極めて厳しい数値目標をここに掲げるということについては納得できないということをおきたいと思えます。

委員長（佐古員規君） 東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君） もう一つ、熊取町の財政的な環境でお話しさせていただきたいことがあるんですけども、大阪府の毎年決算統計が終わって決算の数字が出そろった後で、毎年、年が変わったぐらいに発表している府内の市町村の財政状況を1人頭の人口で割り戻した数字というのがございまして、今議論のテーブルにありました経常収支比率の分母になるものということで、経常一般財源というものが1人当たり市町村ごとにどれくらいあるかという数値があります。これは、大阪府内、大阪市、堺市の政令都市を除いた41団体の中で熊取町は41番目なんです。ということは、熊取町は一番1人当たりに対して少ない財源を一番効率よく使っていく中での行政を今やっている中で99.9までなっているということになりますので、さらに効率的なことをやっていくということも当然前提に置きながらの部分はあるんですけども、加えて、こういう数値を下げることによって新しい、いわゆるこういうまちづくりの計画については新しいことを考えていくというモチベーションが下がるような財政状況というのは誰もが望んでいないと思えますので、そこを目指していくというところの数値ということをご理解いただければと思えます。

以上です。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 目指していく目標として掲げるということであればそれはいいかなと思うんですが、ただ、経常収支比率というのはある意味でわかりやすい数字ですし、それに縛られてさまざまな行政サービスの内容に影響が出てくるという、そういうことを私ども心配しますので、そういう点でいろいろと発言させていただきました。この部分に関しては納得できないという点は、変わりはありません。

その他さまざまな項目については、審議会でも慎重に議論いただいて、これまでの総合計画、基本計画に比べてもより詳細なといいますか、より具体的な計画になっているかなと感じておりますが、こういう経常収支比率の数値目標を入れるという点に関してはちょっと納得しがたいという点は申しておきたいと思えます。

委員長（佐古員規君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 坂上委員の数値目標を記載するという点についての不安視するというようなご意見だと思います。

何も一方的に住民の皆様方へのしわ寄せというんですか、補助金のカットとかそういうことばかりを考えるのではなくて、あらゆるそういった方面で皆さん方のお知恵、アイデアをまた出させていただかないかというふうなこともあります。そういった中で、ある部分、我々が考えている27年度の町村の平均の経常収支比率の数値、これを掲げることによって皆さん方に、危機感ということでもないですけども、今の現状からこういう方向へ向いて、熊取町役場は議員の皆さんと一体となってこのまちを健全な財政運営に持っていくという一つのアピールではあると思うんです。何も緊縮財政というばかりの中で、そういった暗い部分だけではなくて、皆さん方との、先ほど鯉谷委員からありましたけれども、協働について10年先を不安視されていますけれども、こういったものも含めて、より一層住民の皆さん方と協働する中で知恵を出しながら、アイデアを出しながら、熊取町を明るいまちに持っていく必要があると思えます。そのためにもこの数値は私には必要かなと。

今までいろんな、総計審とかいう中で数値を出さなかった熊取町の時代もあったように思えますけれども、改めてこういった数字を出しながら、我々もそうですけれども、肝に銘じて行財政改革、そしてまちづくりを進めていくという、そういった覚悟を皆さん方にご理解願えたらと思えます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）総論的な話で、坂上委員とまたちょっと違う観点なんです、数字が書かれていない部分のことでお伺いしたいと思います。

全体的に、成果をはかるための主な指標の満足度の中で上のアップの矢印があるわけなんですけれども、これはどうかなというふうに思います。10%とか20%アップ等というのを目指すというふうに具体的にすべきではないかというふうに思うんですが、ご見解をお願いします。

委員長（佐古員規君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）先ほどの坂上委員と議論が近いところもあるかと思います。数値目標がいいのか矢印がいいのかということもさんざん議論はいたしました。当然内部的に、先ほど言いました全体を全て矢印にして、上げる目標、現状を維持する目標、下げる目標、それぞれあるかと思いました。その中で、より具体的な指標として示せる部分については数字でいけるところはいったほうがいいのか。また満足度につきましては、やはりアンケートでございますし、また総合計画をつくるに当たっては全体的なアンケートをとりますので、各分野において、例えば子育て世代の内容のアンケートも、アンケートの対象者の中には当然、過去には子育て世代だったかもしれないけれども高齢者、またこれから子育てされようという方、さまざまございますので、例えば本当にそれが5%上がるほうがいいのか10%上がるほうがいいのか、どこまで見込めるかというところで、満足度については一旦上げていくというのが目標であるかというところで矢印にさせていただきます。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）とにかくアップしたらいいというのは、活動目標とはならないんじゃないかなというふうに思うんです。というのは、もう本当にさまざまな項目で、今お答えがありましたようにアンケートに沿ってということがございますよね。とにかく上げようというアップの矢印なんです、各項目を見てみますと、低いところでは30%の真ん中を割っているような数字もあるし、あるいは70%、80%に近い満足度という項目も実はあるんです。それをとにかく上げるんだということなんです。

基本構想及び基本計画の将来像「住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」、これを目指しているわけなんですけれども、今言ったように、低い数字が40%になったらそれでいいのか、80に近い数字は、これをまた次のアンケートの結果をとるときに、検証するときには90になってなかったらしんどいのか、こういうことになってくると思うんです。ですから、やはりアンケートですから、そのときの構成人員であるとか回収率であるとかそういうことで数字は非常に変わってくると思うんですけれども、少なくともこの計画をつくるためのものになる数字が30数%から80%近い満足度までである中で、それをとにかく上げようというようなことではなくて、平均して熊取町に住んでよかった、「ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」を維持していくためには、全てのアンケートにわたって、合格点が70点か80点かわかりませんが、満足度のアンケートの結果を70%に設定するか、そういうふうな書き方をすることのほうが、30のままで、それが40になったら達成できたというわけではないわけなんです。だから、30%しかないその項目の満足度を、仮に70を目標にするなら70%、合格点をいただくまで上げるんだというような目標を今設置すべきではないかと、このように考えます。

委員長（佐古員規君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）ただいま文野委員からいただきましたご意見、これにつきましては本当に内部におきましても、また審議会におきましても相当時間をかけて議論いたしました。要は数値だけの目標、おっしゃった満足度も含めて数値を具体的に書くというやり方、また、我々が今とっていますいわゆるミックスです。満足度については矢印で、満足度以外のものについては具体的な数値を示そうじゃないかというやり方、実際に近隣でも具体的な数値のと

ころも含めて全て矢印だけで対応しているという、この3種類のやり方をしている団体があったんですが、結局、我々の審議会の中におきましても、やはり満足度というのはアンケート、皆さんのそのときのご意向等々で左右されるところもある。そんな中で、我々が今30%の目標を行政として80%、70%にするんだということ、これについてもいいのかどうかということは相当議論させていただいた。審議会も踏まえたその結果として我々はこのやり方でいこうじゃないかということで決まったという、この経緯につきましては一定ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）計画を立てるに当たって31シティプロモーションまでいろんな項目の中で議論をしていただいた。それで審議会の中での過程のお話がありましたけれども、やはり満足度自体が、今のご答弁でもあったようにそのときそのときということが実はあるんです。たまたまその議題になったときの低い30数%というふうなことも31項目にわたる詳細の中には現にあるし、8割近いところも現にある。それを一緒にやるのではなくて、高水準のところはやはり……。だから、行政として町民の皆さんが住んでよかったと思ってもらえる満足度はアンケートに諮ったら、それはいつも、まあちょっと落としましょうか、60%を超えているとか、そういうふうなことを目指すというような表現が必要ではないかなということを見て率直に感じましたので、あえてまた答弁があれば聞きますが、そういう思いで質問させていただきました。

委員長（佐古員規君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）ただいま文野委員にいただきましたご意見というのは、気持ちは我々も一緒でございます。例えば、私の分野でいきましたら52ページのシティプロモーションなんですけれども、「まちの魅力を積極的にPRする、シティプロモーションの推進（満足度）」が今60.7%でございます。これは私、担当課長といたしましても、実際のところは私のほうとしては、具体的な数値としてはやっぱり80%に持っていこうぜということで課内では話をしております。そういったことで、各担当担当は恐らくそれぞれの数値というのは内部でしっかりと担当課長が持っているというふうに私、思っておりますので、その点については文野委員と考え方は基本、我々行政職員も一緒やということでご認識いただけたらと思えます。よろしく願いいたします。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）その件は今の答弁で、それぞれやはり満足度60%よりも低い、半分のところもあるわけですから、せっかくこういう場で言わせていただきましたんで、今の回答にございましたように、それぞれの担当課は30を40にしたら目標達成やということではないということ、これからお仕事する上で、いろんな計画を立てる上で、少ないところはそこへアップ、引き上げるためにさらなる知恵を絞っていただきたい、これは要望しておきたいと思えます。

そしたら、具体的な話の中で35ページ、下水道普及率です。これを90%にするというのが目標なんです、その費用であるとか財源についてはどのようにお考えでしょうか。

委員長（佐古員規君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）下水道につきましては、今経営戦略等をつくっております、また来年度から本格的な経営戦略をつくっていきます。その中で、一応これまでのペースというんですか、そういうのも勘案しまして、一応目標としましてきれいな数字で90%にしているところでございます。財源も一応考慮してございます。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）考慮しているというちょっと中身を披露できるような点があれば。

委員長（佐古員規君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）細かい数字は今ちょっと資料がないんですけれども、これにつきましては、また実施計画等つくっていく中で毎年の普及率とかそういうのは出していきますので、その辺でま



たお示したいと思っております。

委員長（佐古員規君）よろしいですか。文野委員。

委員（文野慎治君）すみません。ちょっと区切りでもう一点だけ質問です。

39ページの空き家率、これは25年実績3.7%を目標も3.7%、これを維持できる数字になっているんですが、その根拠というのをお示しいただけますか。

委員長（佐古員規君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）根拠なんですけれども、基本的に全国的に今、空き家率というのは年々増加してございます。そんな中で今回、空き家バンク等の設置、来年度からを目指しておりますし、今後の空き家活用についてどうすべきかというところで、いろんな調査研修を進めているところでございます。今後どれほど空き家がふえていくかというのはなかなか難しいところがございますので、現状をできるだけ守っていきたいというところでこの数値設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）ぜひ空き家バンク、これは質問等でも各議員からさまざま出ていますので、今の部長のご回答の目指すという意味で、本当に実効性のあるそういう制度設計をよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）僕は総合計画の審議委員やったんで、質問するのはちょっと申しわけないんですけど、そのとき気が回ってなかったんで、今させてもらいます。

総合計画、また冊子をつくるんですか。つくるんやったら何冊つくって、予算はどれぐらいですか。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）冊子をつくります。本定例会でご可決賜った暁にはという前提はございますが、今また理事の本会議での説明の段階でも、現状入れているような若干イメージ図が入っていたりもします。この辺のデザイン性も含めまして、審議会の運営の補助もしていただきました委託業者とこれからデザイン性を含めて詰めてまいります。その段階で、本体版と概要版をつくるかどうかも詳細のところはこれからやっていきたいというふうに考えてございます。3月末までの業務完了に向けて考えてございます。冊子も、その段階で必要な部数、皆さんに出せる分、確保してまいります。委託料の中で見えていますので、この冊子だけで予算というところをとっていないというところでご理解いただければと思います。

委員長（佐古員規君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）総合計画は10年使うもんですよね。第3次のやつももらったんですけど、僕らがもらった時点で結構前の数字とかが入っていて、そのときの数字は僕らが見てもさほど、ああそうなんかぐらいのものなんです。この計画つくこと自体には要と思うので、いいんですけども、中身のデザイン等々も別に今しておけばいいと思いますが、スタート時点での現状の数字というのは10年後さほど意味ないと思うんです。それやったら、データでつくっておいて、要る人はホームページなり何なりでダウンロードして必要なところだけ印刷すると。どうしても欲しい人だけ冊子、その分つくってというほうが、委託料でもう入っちゃっているということなんですけれども、そうするからちょっと値段引いてよと今から言えないんですか。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）我々の想定は委員の考え方と同じでございまして、正直、委託提案の段階ではそれほど部数を設定してございません。その金額で委託料を査定というか、入れております。逆に、これから交渉で増刷する分については業者にお願ひしたいなということも含めて、ですので、本当に先ほど言いました数字が陳腐化する、内容が古くなっていく、それは我々も理解してい

ますので、そもそも10年の計画をつくるかどうかというその段階からの議論も経た上で、ただ、普遍的な部分、10年ぐらいは大きく方向性は変わらないだろうということで、基本計画までは一定の方向性を示すという考え方のもと、つくらせていただいています。

ただ、10年前の数字が当然10年後陳腐化しているというよりは、先ほど言いましたスタート時点がその数字で、じゃ10年後どうなっているかと判断するためには、その当時のスタート位置を明確にしておかないといけないだろうというところで数字というのは置いておりますので、冊子にする部数につきましては極力安くといえますか、安く済む中でできるだけ多くといえますか、その辺のさじかげんというところで考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

当然、現総合計画もそうですけれども、ホームページでデータはアップしております。当然データのほうも冊子と同時に、完成しましたらそれをホームページで公表してまいりますので、必要な方はそこからダウンロードすることも可能でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）31ページについてちょっとお聞きします。

J R熊取駅付近の近隣商業地域内における土地利用の活性化ということで92.7%という数字が上がっているんですけれども、この数字は商業地内におけると書いてあるんで、商業地になっているということで92.7%もあるというふうに考えていいんでしょうか。

委員長（佐古員規君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）これにつきましてはJ R駅付近の近隣商業地域内というところで、駐車場とか普通のおうちにしても土地を活用されているところが今92.7%あるということでございます。それを目標値で96%というのが、これ今後、駅西のほうが開発されていきます。それらも含めて土地利用を96%に上げたいというところで設定させていただいたものでございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）商業地になっているということではないんですね。わかりました。商業地内におけると書いてあるんで商業地になっているところがこれだけあるのかなという感じで捉えたんですけども、そこを商業地にしていくということは、目標としては持ってはいないということなんですか。

委員長（佐古員規君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）近隣商業地域というはあくまで用途の区分でございまして、その中でいろんな土地を使われている、ただ単に空地で置かれているところもまだまだございます。それら、おうちを建てたり駐車場をされたり土地活用されているところが今92.7%というところで、それを96%を目指していくというものでございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）52ページ、シティプロモーションの指標で社会増減数マイナス99を目標110人ということなんですが、この数字の根拠を教えてください。

委員長（佐古員規君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）まず、マイナス99といいますが、これは社会増減数が平成28年度でございまして、28年度は社会増減数、転出、転入を相殺しましてマイナス99ということでした。それを10年後につきましては110に持っていこうというのですが、こちらは人口ビジョンで掲げます平成52年、2040年の目標人口4万2,000人、これを達成させるためのシミュレーションを行って、そうさせていくためには社会増減数を110人に持っていけないといけないというそういった数値、データであるということですので、人口ビジョンの2040年、平成52年に4万2,000人を達成させるために必要な社会増減数というふうにご理解いただけたらと

思います。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）人口ビジョン、これは、もういつも現状を分析するときには人口減が日本国としてそういう問題になっているから、熊取町も例外ではなくて、どんどん人口が減り、町税収入も減っていると、自主財源が減っていると、こういうことなんですけれども、その根拠の数字が目標の数字、先ほどから矢印であったり数字を入れたりとかいう話があるんですが、結構この部分の人口ビジョン、熊取町が2040年に4万2,000人になるためにはそういう数字やということのご答弁やったんです。やはり具体的に、ここを絵に描いた餅にしないためには、本当にその間の与えられた時間、今やらないといけないこと、5年先までにやっておかないかんこと、いろんなことがあると思うんですが、そういう状況の中でいつも町長も言うておられる、我々も質問もしている転入促進の町としてのそういう仕掛けづくり、何も計画を立てましたよだけではなくて、それを達成するためにこういう施策をするんだというふうなことも当然ございますし、もう現に30年度の予算編成も始まっているわけだから、来年度予算でそういう仕組みをどう具体的な一歩としてやっていくかということも示していかないかんというふうにするんです。

さきに同居、近居の支援強化等というのは質問等のお答えの中でも示されていたように思うんですが、本当に110人を目指すための転入促進としての施策のプラン、こういうことを考えているんだ、まずこれから手をつけるんだということをご披露していただければ教えてほしいなと思います。

委員長（佐古員規君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）人口4万2,000人を維持するためということ、我々全庁一丸となってこれから来る人口減少社会に立ち向かっていくという、そのスタンスは議員も含めて全て一緒かなというふうに思っております。その中で具体的に平成30年度につきましては、さきの本会議におきまして一般質問等で答弁いたしましたとおり、新機軸による新たな転入促進策ということで3世代近居支援というもの、それとあわせて今現時点、独身寮社宅誘致という、そういった具体的な施策を準備しているところでございます。

あわせて、この具体的な施策につきましては、平成25年から3年間7つのインセンティブを用意しましたが、あれに続く第2弾というようなイメージで、一定の熊取町への要はインパクト効果というんでしょうか、そういったものの一つのきっかけになればというふうに考えておきまして、一番大切なところは、引っ越されてくる、また近隣で今住まわれているその方々に対して、熊取町が本当に明るくて元気でにぎやかで、それは子育て世代だけではなくて高齢者の方についても本当に憧れるまちというんでしょうか、魅力のあるまち、最終的に、何度も申し上げていますが、3,000万円等々の高い買い物で熊取町に越されてこられる方が一時的な補助金、これは何らかの後押しにはなろうかと思うんですけれども、そういう高い買い物をする方々というのは、やっぱりいいまち、いい子育てをできるまち、最終的に高齢者になっても元気に活躍できるまちというのを望まれて越されてこようかと思っております。そういったことで、本当に地に足のついた、今、熊取ブランドであります充実した子育て、教育のまちくまどり、そしてまたこれから次期総合計画で掲げます健康長寿、高齢者も生き生きと生きがいを持って暮らせる、そういったにぎわいのあるまちづくり、これをしっかりと進めて、選ばれ続けるまち、これをしっかりとつくってまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 4名)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（佐古員規君）次に、議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）8ページのところで、主要な改革項目というところで事務の改善、施設の管理運営の見直し、事業の見直し等さまざま項目が掲げられております。何点かちょっと心配な点があるんですが、まず窓口業務の委託化等による効率化ということで、窓口業務の民間委託化などあらゆる手段を検討するとあるんです。熊取町においては現在、窓口業務の民間委託というのは行われていないわけなんですけど、ただ、実際窓口に出ておられる方が臨時職員であるとか、あるいは嘱託職員であるとか、そういったケースはあるかと思うんです。完全に窓口業務を民間委託するというふうなことは行われていないわけなんですけど、現在の対応以上にさらに窓口業務の民間委託化を図るということで、住民サービスの向上ということと果たしてそれが両立できるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）窓口業務の委託化ということで、ここに改革項目として一つ設定させていただいているというのが、国が実際現状、27年の夏ごろに出された分ですけれども、行政サービスの改革を進めていく必要があるということで、窓口業務の委託化についてはその手法の一つということで示されているところがございます。さらに、今回の行政改革の中におきましては、基本的な今回のプランというのは1年間の収入で1年間の歳出を賄っているかどうかというところの改善をまず見込んでいくところの軸が基本的にありますので、その中で国のほう、全国的な大きな流れの中で窓口業務の委託化とか民営化とかというのを上げさせていただいているところはあります。

ただ、当然、住民の方へのサービスの提供の中身が大きく低下するとか、さらに結果的にコスト的に熊取町の規模でアウトソーシングしたときどういう結果を招くのかということも、そのあたりも十分踏まえた上で進めていくということが最終的なところになるかと思えます、具体的なそういう取り組みとしましては。ただ、方向とすれば、今の行革の中でいいましても結構こういう形は古くからあるかと思うんですけれども、流れは今のところ踏襲されているところがありますので、基本的な考え方をまとめたプランという中で置かせていただいているというような状況でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）国のほうでも窓口サービスの委託化ということ、そういう方向性を示しているということのようなんですが、窓口サービスの民間委託化を進めると何か町にとって財政的なメリットがあるとか、そういうこともあるんですか。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）現状、進めたからといって何かポイント的なものがつくとか財源的にということではなくて、地方のそういうサービス全体のあり方としてそういう形で進めていくということでの方向性が示されているところで、実際それを進めれば、実際はそこに費用的な効果が出てくれば当然、町にとってはメリットがあると。ただ、直接それをするによって何か交

付税がふえるとか、そういう直接的な、ダイレクトに何かつながるというものではございません。  
以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）たしか泉佐野市が窓口業務の委託化をしているんですけどかね。窓口業務を民間委託すると民間委託した職員をまた正職員が管理監督しなければいけないので、また新たな業務も発生するというふうなことも聞いておるんですが、その辺は必ずしも民間委託化したことによって経費節減につながらない可能性もあるかと思えますし、また、個人情報の保護とかそういうふうな観点からも一定の心配を懸念されます。そういうこともあるかと思えますので、この辺はぜひ慎重に扱っていただきたいと思えます。

それと、2点目の施設の管理運営の見直しのところで指定管理者制度導入の検討というのがございますが、現にこれまでさまざまな施設で指定管理者制度の導入を行ってきたわけなんです、1点心配されるのは図書館のことなんです。

図書館については、これまで図書館協議会などとかそういったところでさまざまな議論をいただいて、熊取町としても熊取図書館への指定管理者制度導入はなじまない、よくないということで、そういった結論を出していたかと思うんですが、今回の行革プラン策定に当たって、ここでは熊取図書館も視野に入れているんでしょうか。

委員長（佐古員規君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）具体的には図書館も、そういった経過は存じておりますが、数年たっておりますので、今の他市町村の現状とか指定管理したときのメリット、デメリット、それについて公平な立場でまた委員、どういう形になるかわかりませんが、議論いただいてという形の検討ということで図書館も入っております。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）全国的には図書館への指定管理者の導入というのはそんなに大きく広がっていないと思うんですけども、それと、国のほうとしても社会教育施設に対する指定管理者制度の導入は慎重に扱うようにというふうな、そういう態度も示されておったかなと思うんです。

熊取町のホームページでパブリックコメントが募集されていて、行革プランに対する住民のご意見も出ていたと思うんですが、その中で図書館についての指定管理者制度の導入はすべきでないという意見があって、それに対して町の回答が、状況が変わってきているので、これまでのいきさつはあるけれども、熊取図書館も指定管理者制度の導入についてはきちんと検討していくという、今、教育次長が答えられたような、そういう内容のことがホームページに書かれておりました。私は、ここでその文言を正確に再現することはできませんが、そこを読んでおりますと、ああこれは熊取図書館もいよいよ本気で指定管理者導入を検討し始めているのかなという気がしましたので、非常にその辺は危惧しております。

熊取図書館は、設立当初から住民の方々からさまざまなご意見をいただいて住民とともに育ててきた、そういう非常に大切な図書館だと思うんですが、やっぱり図書館における町の職員が運営しているということの意味合いということも図書館利用者の方々非常によくわかっておられて、民間事業者による指定管理者制度はなじまないという結論も出されているわけなので、その辺そういった熊取図書館に指定管理者制度を導入すると、そういうお考えがあれば、ぜひそういう点はやめていただきたいということをおっしゃりたいと思えます。

それと、その次の事業の見直しというところで町単独の扶助費について見直しを行うとありますが、ここで言われている町単独の扶助費というのは、例えばどういったものを想定されているんでしょうか。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）きょうの議案書という形でもなくて、附属資料でもない形で、議員全員協議会で骨子という形で、今現状こういう状況で中身をまとめる、まとめないという形で幾

つか、まだまだ全く固まっていない状況で上げさせていただいた部分の中では、一部、要保護・準要保護就学援助費、支援教育奨励費の見直しとか、あと同様な費用かと思うんですけども、自動車改造助成事業の見直しというような形の分は今現状の作業段階では上げさせていただいておりました、そのときにも、こういう部分についてはできるだけ改革の対象としないようにというご意見も賜ったような状況です。一つそういうところになるのかなと思います。

ただ、現状これにつきましても直接住民の方に影響ある部分ですので、アクションプログラムの中でどう位置づけるかについても、今後、議会の皆さん方のご意見も踏まえながらまとめていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今、具体的な項目はまだ上がっていないということなんですね。今、就学援助云々とおっしゃられたのは、就学援助は対象としないという意味合いでおっしゃったんですね。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）いえ、逆に、そういうことを今テーブルにのせて議論しているというような状況です。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。その辺はくれぐれも慎重に扱っていただきたいと思います。

もう一点だけ質問させてください。

9ページの10の保育所の民営化及び統廃合というところなんですけど、ここでは「公立保育所の民営化や統廃合を目指し検討を進め、実現可能なものから実施に移行する」とあります。これについてもパブリックコメントで住民のご意見が出ておったんですが、もともと熊取町は8つの公立保育所があって、順次民営化を進めて、この間南保育所が廃止されて、今現在4つの公立保育所が残っているんです。10年ほど前だったでしょうか、正確にはちょっと把握しておりませんが、以前に議会でも保育所の民営化等で関連して質問させていただいた折に、公立保育所については小学校区に1つ、したがって5つの公立保育所は堅持するといった方針が示されておったと思うんです。それが今般、南保育所の廃止によって各小学校区に1つ残すという方針が崩れてしまったわけなんですけど、このままいくと、ずるずると公立保育所がなくなっていくという心配をしておるんです。

公立保育所をどういうふうにするのかという点については、行政当局としては何らかの判断基準というのを持っておられるのでしょうか。このまま順次民営化していくと公立保育所がゼロになってしまう心配もあるかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）委員おっしゃるように、もともと南保育所廃止前には小学校区に1つずつという状況でございましたけれども、南保育所に関しましては、校区という概念にとらわれずに、施設の老朽化であるとか耐震化をまだ未実施であるとか児童数の減少であるというような、そういった観点からのやむを得ない廃止という形をとらせていただいた経過がございます。

今後につきましても、公立保育所と民間保育所におきまして、民間保育所ならではの特色のある保育のある部分もございます。長時間保育であるとか休日保育であるとかこういったものもありますし、公立保育所がこれまで担ってきております統合保育の部分、こういったところについては、公立保育所がもしなくなればその方々がどういう不利益をこうむるかデメリットになるのかというところを考えながら進めていきたいというふうに考えてございます。

ですので、項目としては行革という観点でプランとして載せさせていただいているところもございますので、実施可能な部分について民営化も、またさらには、この5年間でどうなるかわからないですけども、子どもの数は減っていても入所児童がふえているという状況におきましても、一定ほかの私立幼稚園の認定こども園化というようなお話も水面下で検討の段階では出ているという

ところもありますので、あくまで供給過多になってはだめだし、でも供給量だけじゃなくて質の部分というものについても十分配慮しながら、今具体的にこの期間に幾つ廃止するかと民間化するとかということまではまだ検討段階でございますけれども、そういった社会的な情勢も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）熊取町は、他の市町に比べればまだ比較的公立保育所をよく守ってきたほうかなと思うんですけども、それにしても当初の8カ所から4カ所、半分に減ってしまった状態になっております。今議会の一般質問の中で重光議員の質問の中にも保育所のこと触れられておりましたけれども、結局、民営化を推進するに当たって公立保育所の優位性は一体何なのか、公立保育所がどういう役割を果たしてきたのかということ熊取町としてきちんとよく議論して、まとめておく必要があるかと思うんです。

先ほど統合保育というふうな表現でされましたけれども、熊取町では発達に心配のあるお子さんもかなり広く受け入れておられるというふうなことの中で、安心して保護者の方が預けていただいているわけなんです。そういう点では、それは民間保育所にできないことなんですけれども、公立保育所がどんどん縮小してくれば1カ所にそういうお子さんたちが多数集まるということで、保育所の運営そのものに支障を来してくるというふうなことも起こりかねないということがあります。現に高石市でそういうことが起こっているんです。高石市は現在、障がい児の通園施設を除けば公立保育所がたしか1カ所になっているんですかね、そういうところに発達に心配のあるお子さんが集中して集まるということになれば、保育所の運営そのものが成り立たなくなってくるという心配もございまして。そういうこともよくお考えいただいて、公立保育所があればこそ全体としての水準が維持できるというふうなこともありますので、ぜひとも民営化ということについては慎重に扱っていただきたいということをおっしゃりたいと思います。

委員長（佐古員規君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、委員おっしゃっていただきましたように、公立保育所の役割ということも重要な部分がございます。ここに上げさせていただいておりますのは、本町としまして今の財政状況ということをお勘案した中で、今、委員おっしゃっていただいたところも十分考慮しながら、こういう民間ということの委託、そういうことも含めた中で効率的な行財政を進めていくと、そういう観点でここへ上げさせていただいているということでございます。ですから、委員おっしゃっていただいたところの重要性ということも十分認識しながら検討を進めていくという考えでございますので、よろしくお願いたします。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）また総論的な話から入らせてもらいます。

7ページ、目標のところを見ていただきたいんですが、目標の②として「主要3基金の平成34年度末基金残高の合計額を現金ベースで6億円確保すること」ということになっております。これは、平成29年決算推定基金期末残高、6ページの下段の表ですが、約27億円を30年から34年の5年間で21億円取り崩す計画を意味します。この6億円というのは、この目標の表の下に注記に示されていますように、1年分しか余裕がないことを意味するわけでございます。これは、表の目標①に示す基金繰り入れに依存しない持続可能な行財政運営を確立することを満たさないということになるわけなんです。そのように私は読み解きます。このことについてご答弁いただきたいというふうに思います。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）目標の①と②のかかわりということのご質問だと思います。

まず、目標の①につきましては、平成30年度の予算につきましてはできるだけ、こういう財政状況になったということで、予算の圧縮なりの取り組みをしていく中でも、1年で全ての収支が改善できるというのは、町の行政でいうと特に経常的な経費が99.9までいっているということではないま

すと非常に急ブレーキを踏むような形となって、やはり行政全般、住民に皆様方にも非常に影響が出る可能性があるというところでいきますと、34年度に収支が一定そこで整うというような形の、緩やかにブレーキを踏んでいくというようなイメージを持っております。まず①はそういうふうに考えていますので、決して30年、31年度で全てが全て効果額が整うかというようなところではないという目標がまず一つございます。

さらに、主要3基金の6億円というところで申し上げますと、町内にはふるさと創生基金とかその他の基金もありますが、基本的に行財政の中で一般会計の財源調整として用いる分ということでの役割を担っているのは、現在は財政調整基金、公共施設整備基金、減債は現状のところそこまでの財政状況、減債基金まで使うまで至っておりませんが、この3つをもって6億円確保しておきたいという部分があります。34年度には収支が整っている行財政運営等の一つ目指すことと、その6億円というのは、もしろんな社会経済情勢、全く予期もしないもし災害とかが起こってなかなか行革が進まない年があったとしても、最終6億円というのが、28年度決算の5億8,500万円という公共と財調の基金の繰り入れがおおむね6億円ですので、何とかその1年間で大きなかじを切ることができるというような部分を一つ目途として置かせていただいたこととなりますので、①の34年の時点で収支が均衡しているのがまず基本にあります。

ただ、②のほうはブレーキを踏むのもかなり緩やかに踏んでいる形になりますので、結果としては6億円以上のものを当然持つておく必要があるかと思えますけれども、現状、いわゆる飛行機でいうソフトランディング的な部分も踏まえた中での目標を設定させていただいたというのが今回の行革の部分となっております。

以上です。

委員長（佐古員規君） 文野委員。

委員（文野慎治君） 緩やかなブレーキを踏むからと、こういうことなんですよ。しかし、やはり町長答弁でもよく身の丈に合った行財政という形で、どんな事業をするにもお金が要るわけですから、何でもかんでもじゃなくて、この文面のあらゆるところにもそういう優劣をつけて優先順位をつけてと、こういうことを知恵を絞っていくということがあるんですけれども、ことしも5億8,000万円、28年度繰り入れをして99.9になっているという状況の中で、緩やかなブレーキをかけていく部分と、それとやはり各項目でいろんなことをやっていきます。さきの議案第83号との兼ね合いもこれは随分出てくると思うんです。

ただ、12月議会でこれをこういう形で上程されて我々に賛否を問われるということは、34年には、収支は今ご答弁あったように何とか賄ってという形になりますよ。しかし、そのときに6億円、これは28年度決算5億8,000万円ですから、そのときに今から1年前の決算の数字だけが基金として残っていますということを今のこの時点で、議会としてもそのことは承認しているじゃないかということは今我々にも突きつけられているように思うんです。それはいささか、これから5年先のときに、この12月議会の今の時点でこういう数値、今の財政を預かっておられる今、課長のほうからもご答弁、本当に毎日胃の痛くなるような状況だと思います、財布を預かっておられるわけで。だから、そういう意識を職員あるいは熊取町行政一般に行き渡らせた上で、それをちょっとでも多く残していくという計画を今立てているわけですよ。ですから、どう考えても35年以降は目標①の基金繰り入れに依存しない持続可能な行財政運営を確立することと、今これの賛否を問われている私どもの会派としても、目標①は満たさない状況で、目標はわかりますよ、意気込みは聞きましたよ、こういう形で出しているんだと。しかし、今この時点で12月議会でこの議案を採決するというのは、やはり非常に判断に苦渋します。これは正直なところですよ。

ですから、やはりアクションプログラムの完成を待って幾ら基金が残る計画になるかということももっと見きわめて、この部分、目標という形で①と②、1つの括弧にくくっているけれども、どう読んでも矛盾しているんですよ。そういう議案を今出してこられているというのがどうも納得できないし、そういうことを見きわめて採決するというのが筋だというふうに考えるんですけれども、



ご見解があればご答弁ください。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）今回こういうプランという形で編集というか、こういうつくりとなっているのにつきましては、過去からの経過もあろうかと思えます。第2次のときもこういうプランで、当時は、基本的な目標は同じで、収支の均衡を図る中で基金3億円を残すという2次プランやったんです。今回は少し時間があきましたが、6億円という形のもう少し直近の一番悪く振れるときのタイミングを見計らって基金は残しましょうとつくる中でやってきた中で、基本的に2次プランと同じ形をとらせていただいているというのが、いわゆる要議決事件条例の中身のこととの兼ね合いとなってくるかと思えます。そこには主要な財政の方針を定めるというふうな、そういうものについては要議決事件条例という形で議決を求めなさいというふうなつくりとなっておりますので、いわゆるアクションプログラムと一緒にするんですしたら一つのものとしての審議となってしまうので、そのあたりの兼ね合いになろうかと思えます。

現状、アクションプログラムでつくってからあわせて3月議会というやり方も一つあろうかと思えますけれども、それですとアクションプログラムもあわせて議決の要件みたいな話になってしまうので、現状、基本的な方針をまとめたものとしてこういう形でお示ししている状況でございます。

ただ、今、委員おっしゃったとおり、なかなか具体的にできるんかとか具体的な状況が見えにくいというようなご意見も議員全員協議会等々でいただいている中で、可能な限り、こういう方向で今ここまでいっていますというようなそういう資料も12月の会期前議員全員協議会でお示しさせていただいて、この目標を達成しようと思うと都合5年間で多分26億円ぐらいになろうかなと思えます。その5年間を通してどれぐらいにいくのかという分で今積み上がっているものもお示しさせていただいた中で、今回議案としてご提案させていただいている中で申し上げますと、今現状、熊取町の行革の中で置かれている環境を全て整理した中でいいますと、こういうタイミングでさらにこういうアクションプログラムというものはちょっと切り離れた基本的な計画ということの中での、いわゆるプランとしてのたてつけの中で議案としてお示ししているというのが私どもの考えでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）僕も、方向性をこっちを書いて、結局、行動というか具体的な計画はアクションプログラムですよ。これの中に数字が入っていないのに、こういう方向でいくから一旦賛成しておいてもらって後から計画を言いますわと言われても、いやどう判断したらいいのかなというところがすごい迷っていたんですけども、先ほどの東野理事の答弁もまあそういうことなんですみたいな感じやったと思うんです。

町長はこの議案を提出された立場なんですけれども、もし町長やったら、こういう方向でいきますけれども後からまた計画を言いますわと言われて、よっしゃ、いけと言えますか。

委員長（佐古員規君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）おっしゃる意味はわからんでもないんですけども、ただ、先の5年間の収支見直し立てたときに、これだけの金額の赤字が出てくるだろうという見込みを立てております。これは解消しないといけないというのは、皆さん全てお感じだと思います。それに対して、どういうふうな詰め方でいくんかというのは幾通りもあると思います。今ここでその部分がアクションプログラムであるということは理解しておるんですけども、ただ、目標としては明確にもうこれを収支バランスのとれたものに持っていく、あるいは今100億円ぐらいの予算ですけども、それに対しての一般的な基金のあり方というのは、自然災害とか今どうございますけれども、3%程度が基金の標準的な見込みであるというところで、第2次プランの中でも3億円、今回、理事が申し上げたとおり、さらに28年の決算を見た中で5.8億円という繰り入れがありましたんで、ここを一定設定

して、かたく6億円というふうなことでしております。この辺の大きな趣旨の点をご理解いただきたいという趣旨で議案として判断を求めていると、そういう状況でございます。

委員長（佐古員規君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）大きい目標やというところは理解しましたけれども、その目標にいくのにどうするねんというところがわからぬのに、今、賛成しますとも反対しますとも何か非常に言いづらいのかなというふうに僕はすごく思います。

アクションプログラムの中の数字が仮に半分以上入っていたとしたら、中尾副町長の言われることもわからぬでもないのかなと思うんですけども、ほとんどバーが入っていてわからないですね。僕らは、住民の方に何を負担していただいて、どこにどう使っていくかというのを決めるといふか、それを判断させていただける立場にある中で、これだけバーが多いし数字がわかれへん中でさあどうですかと言われても、非常に判断しにくいです、正直。今判断するのかどうかと言われてたら、僕はこれは判断できないんじゃないかなと思うんですけども、その辺は。

委員長（佐古員規君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）今、緻密に全部固まったものを見ていただいて判断するというのが一番望ましいと思いますけれども、過日、重光議員からも質問ありましたように、一旦こちらの考えの素案、骨子を示させていただいた中で、まだ時間をもらって議論する場があるのかという話も以前に出ておりましたし、本会議でも出ておりました。そういう中で今回は、ただ何もない中でそういうご意見もあるということで、12月、あえて審議会のほうでも資料として提出しておるこの骨子案もお出しして、これをたたきにして各議員のいろんなお考えもここに盛り込みつつ完成して行って、最終、今提案申し上げておるところについて判断に向かってやっていきたいと、そういう趣旨でお出ししているところをご理解いただきたいと思います。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）議論を聞いていてすごく感じるんですけども、27年度と28年度と国からの交付税の上がり下がりによってすごく財政が一遍に変わってしまったという感じがするんですよ。そこを感じたときに、これから国からの交付税が上がってくるか下がってくるかによって熊取町のアクションプログラムもすごく変わるような気がして、今判断するのはどうなのかなというのは私も同じように感じます。そのことで住民にこれもこれも税金を上げますよ、これもこれも扶養手当を下げますよというふうな、そういうことで今言えるのかなというのをすごく思っていて、国の方向がわからないからこれだけいろいろと悩まないといけないんやなというのも思うんです。考えていても、お金がないということですからすごく大変なことが起こってくるというのはわかるんですけども、こんなふうにしてしまったらどんなふうになってしまうんだろうというところについてはすごく恐ろしい感じがします。

人件費の削減とばつと書いてありますけれども、国からの仕事は同じように来ているんですよ。幾ら人件費を下げられても、国からこの仕事は人件費が足らんからやめますよとは言ってくれないんで、今、私も介護のほうでいろいろと見ていましたけれども、もう差し迫っていて必死でやってはるというのがすごくよくわかるんですよ。ここで人件費を削減されて人を減らされたら、それこそ倒れていく人がばたばたとふえていくという状況が起こってきそうな気がしますので、その辺本当に、簡単にすらつとアクションプログラムと書いていただいているんですけども、これが全部行われたらどんな熊取町になってしまうんだろうというふうな思いが強くて、これには賛成できないという思いだけが今強いんです。その辺、国からのお金の見込みというのはそんなにないんですか。

委員長（佐古員規君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）鱧谷委員おっしゃるとおり、我々も同じ気持ちでございます。先が読めないという状況は、議員も我々も国がどういうふうな動きでどういう制度を出していくかというのはわかりません。ただ、一つ言えるのは、今時点で熊取町の将来がどうなっていくかというのを想定して、

今判断していかなければならないという状況がございます。

28年の決算を見ていただいたように、99.9%で5.8億円という減り方をしております。これは、もう目前に町財政が赤字になる可能性をはらんでいるということでございます。早ければ30、31年度に赤字になっても不思議ではない、そういう事態にまで来ております。

ただ、国の交付金のことですので、またふえるかもしれませんし、そこを待っておっては議論が前にいかないんであって、そういう事態になったときに、さあもう基金も0円やと、あるいは収支も出のほうが超過しておるといふ状況になってあわててこういうものをやったって、もうそれは手おくれでございます。一旦赤字になってしまうと、ここから挽回して復帰するというのは非常に大変なことでございます。我々50年ぐらい黒字が続いておりますけれども、こういう経験は誰もしておりませんので余り実感としてないんですけれども、ここは今とどまらないと非常に厳しい状況でございます。もう徳俵に足がかかっているという状況ということでご認識を共有していただいて、このプランについては1次、2次よりもさらに厳しい状況にあるということでご理解いただきたいと思っております。

現状の中でも人口の構成がかなり変わってきておるといふことで、やはり生産年齢人口が明らかに3分の2になってくるといふことは収入も3分の2になってくるといふふうな、単純なそういう話でございます。しかも、今もう基金がこういう状態でございますので、出を削っていくのか入を何とかふやしていくのかといふところのいろんなプロセスがあると思っておりますけれども、そこはしっかりと理事者側も議会のほうにもご協力いただいて、この難局を乗り切っていただきたいといふふうな思いでございます。

委員長（佐古員規君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ご質問に対する基本的な考え方は今、副町長から答弁させていただいたとおりでございます。我々財政を預かる者としても、なかなか先行きが極めて不透明な中で見通しを持つというのは並大抵ではございません。ただ、その中でできる限りの、国の動き等も踏まえて、こういった今回、プランあるいはアクションプログラムに取り組んでいるということにつきましてはご理解いただきたいことと、それと、先ほど坂上委員からもご質問のあった、要は最終的には身の丈に合った持続可能なまちを目指す。あとはその詰め方というか、方法論のことだと思います。今、基本的な方向だけ示された中で具体的中身がわからなければ議論しづらいと、ごもっともだと思います。過去にも要議決事件条例の議会のほうでも、当時の委員の方もいらっしゃるかと思うんですけれども、最終的には2次プランの検討の際に、議会のほうでも最後までプランを議決事項とする、あるいはアクションプログラムをどうするかということで議論いただいております。今の議論と同じで、やはり道筋、大きな基本方針であるプランは議決をします。あとは、ある意味出し入れ自由といふか弾力的に、一旦決めてもアクションプログラムのほうは実施計画というものではございませんので、以降の各年度の予算編成の際にもご議論いただけるということで、要議決の対象とはしないと、そういうふうに議会のほうでご英断いただいた経過もでございます。

今回、いずれにしてもこのプランがまずは道筋をつけるということで、この道筋が適正かどうかご判断いただきたいということと、各論についてはできる限り、重光議員からご指摘等もいただいておりますように、アクションプログラムの内容については可能な限り最大限にご意見を頂戴するように努めたいと思っておりますので、ぜひともご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

委員長（佐古員規君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）28年度は国の交付金が減らされたということで、その影響が大きくあって99.9といふふうな経常収支比率でございます。これらをおもんばかってみますと、国の施策にどれだけ我々が対応できるかといふふうなことを考えますと、なかなか読めそうで読めないといふふうな感じがいたします。

じゃ我々はどうしていくのか、それはもう熊取町自体が国のそういった毎年変化する施策に影響

されることなく、熊取町が維持可能なまちである、そういう体制をつくることが一番重要ではないかなと思います。それは、交付金もある部分は勘案しますが、そういった増減にかかわらず、ある一定のところでの熊取町の財政運営が進められるというふうな体制、仕組み、組織、これらを構築する必要があると思います。

先ほど来、急ブレーキというふうなことはなかなか難しいというふうな話もありましたけれども、ソフトランディングで皆さん方に悪い影響が出ないような、そういったところの配慮も重ねながらソフトランディングというふうなことも申し上げましたけれども、部分によっては急ブレーキをかけざるを得ないところも出てくると思います。それを今正確に皆さん方にお示しするというのは、ちょっとまだ時間が早いのかなというふうな気もいたします。そういったことも含めた中で、粗筋の方向性はこういう形で、34年度には収支バランスがちゃんととれた、そういう財政運営に持っていきたいというのがこれの趣旨であります。もちろん、34年度と言わず、急ブレーキをかけて住民の皆さん方に影響がなければ32年でもそういったところに持って行く中で貯金はなるべく減らさないような、そういう仕組みも考えていかなければならないというところでございまして、皆さん方が思っている以上なそういう急ブレーキのかけ方がいいのかどうかということも議論の中で行っていただきたいと思います。

私的には急ブレーキはかけたい。急ブレーキをかけて、もっと1年でも2年でも早く収支バランスのとれた財政運営を行っていきたいんですけども、これもなかなか、4万4,000の皆さん方の生活に密着した部分ですので、そういったところの中でできる範囲の、限られたところであるかもしれないけれども、急ブレーキをかけていくところはかけていくというふうな思いで、改革プラン策定という方向性の中で行っていききたいと思います。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）一つお聞きしたいんですけども、熊取町は将来負担がすごく少ないということで、住みやすいまちやというふうなことも聞いたことがあるんです。将来負担が少ないということは、まだ借金ができる見込みがあるというふうなことでもあるのかなと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）借金ということで申し上げますと、いわゆる市町村、都道府県もそうですけれども、地方公共団体等で借金、町債で賄えるという、借りられるというのは極めて限定されています。基本的には建設事業と、あと災害の復旧、さらに極めて今もう例外がかなりの部分になっているんですが、臨時財政対策債という形で交付税のいわゆる代替措置でされている部分になりますので、そういう面でいきますと、いわゆるランニング的な日々の経常一般財源を補填するような起債というのは基本的に今認められていないです。国は、足らなければ赤字国債を発行して、特別法ですか、法律のもとにできますけれども、市町村はそういうルールはございませんので、今、委員おっしゃったとおり、熊取町の将来に対する負担の指標は非常に平均からも下の状況で、そういう点では非常に安心できる状況であるんですけども、だからといって毎年足りないから3億円借りて、将来にちょっとずつ返しますというような使い方はできないという状況です。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）いろいろ答弁いただいた中で、せっぱ詰まっているからぜひ可決していただきたいというような答弁があったんですけども、これ今回、12月の定例会で可決しないと絶対いけない理由があるんですか。何かせっぱ詰まっているから、ちゃんと最終34年に6億円しか基金が残ってなくても絶対いけるというような計画にしておかないとあかんと思うんですけども、今、方向性だけ決められている中でご可決いただきたいと言われてもという僕の意見は変わっていないんです。絶対に12月定例会で賛成しておかないと今後これは進んでいけへんから、ほんまにお願いしま

すというようなことはあるんですか。それだけやばい状況なんですか、今。12月に方向性を決めておかないとだめだという理由はあるんですか。

委員長（佐古員規君） 東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君） 法律とかで決まったプランではないですし、後ろに仮にこれが3月になってもということはあるんでしょうけれども、一つは、これをどうしていくかというのは基本的には最終的に予算とかにつながってくる話になりますので、一つの方向性として、熊取町は町全体一丸となってこういう形で進んでいくんやというものがやはりないと、予算にもそれが反映されないという部分というのがありますので、このタイミングでお願いしたいというのが一つございます。

もしこれが一つおくれれば実際その取り組みが1年おくれになるというような状況にもなりますので、私、先ほども、改めてになりますけれども、基本的には今の要議決事件条例の枠組みの中で要議決条例の対象となっている部分を切り出して、今回お見せさせていただいていると。さらに具体的なアクションプログラムについても、実際、向こう5年のどのタイミングでやるかもそこに全部書かれていますので、実際、その一つ一つもその年の予算に全部影響してくる部分でさらに審議していただくタイミングもありますし、先ほど企画部長からも申し上げたとおり、アクションプログラムの中についても早い段階でさらに高まったものをお見せしていったら、ご意見をいただいた分でそれをまた反映していくと、場合によっては同じ項目の中で、各年度内で中間年度でさらに同様の取り組みがそこでできるとなれば、アクションプログラムですのでそこにはまってくるという形になります。

一つは、いわゆる行革という総合計画とはちょっと異なる計画周りになりますので、今現状こういう要議決事件条例の中で大きな道筋が一つそこでこしらえられて、それに実効的なものが加わってくるという流れ自体は決して悪いものでもなく、理にかなったものだと思っています。その中で、30年度から財政状況の改善も行いつつも、そこで生まれた財源をまた新しい行政サービスに回していくためにも、このタイミングがベストというふうに考えております。

何となれば、行革が進んでいかないと、99.9のそこが下がっていかないと新しい行政サービスに持っていく財源がないというような状況なんで、一つはそこをまず早急にかかっていきたいというのが今回出させていただいている理由となります。

以上です。

委員長（佐古員規君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 2名）

起立少数であります。よって、本件は否決すべきものと決定いたしました。

審議の途中ですが、ただいまより昼食のため13時10分まで休憩いたします。

---

（「12時12分」から「13時10分」まで休憩）

---

委員長（佐古員規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）歳出のところになるんですが、教育費のところでは15ページになります。小学校就学援助事業のところと中学校就学援助事業のところですが、要保護・準要保護児童就学援助の分、小学校と中学校と対象の人数を教えてくださいませんか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）小学校及び中学校の要保護・準要保護児童就学援助費の人数ですけれども、新小学校1年生になるお子さんが52人を想定しております。支給単価が4万600円ですので合計で211万1,200円になりますので、211万2,000円の予算を計上しております。それと、新中学校1年生になるお子さんが85名を想定しております。支給単価が4万7,400円ですので402万9,000円の予算を計上させていただいております。

以上です。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）入学前ということですので大体いつぐらいに援助ができますでしょうか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）この予算を可決いただいた後に、1月に入りましてから申請書を配付いたします。申請を受け付けて審査を行って、3月25日前後に支給をしたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。

あともう一点なんですが、その上の小学校維持管理事業で修繕費というところで西小学校の障がい児受け入れ環境設備に係る経費というふうに載っているんですが、どのような設備にされたか教えてください。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）この金額につきましては、来年の4月なんですけれども、西小学校に筋疾患のある児童が入学する予定になっております。それに対応するための経費ということで、具体的には校舎及び体育館の階段への手すりの設置の費用、あとプールの入り口に段差がございますので、それを解消する費用、それとあと階段昇降機、これを修繕といいますか、使える状態にするための経費を計上させていただいております。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）15ページのさっき二見委員が質問されたところなんですけれども、2月に広報されるということで3月支給は仕方ないかと思うんですけれども、お金が要るのは2月に払わなあかんということもあるかと思えますので、できれば2月に支払っていただけるようなことも考えていただけないかなというふうに感じたりします。2月にあれをやって3月に支給ということで、今やったら3月末ですよ。2月末ぐらいか3月の初めぐらいにというふうな形にならないかなというふうに感じています。

それと、認定基準額というのは変わらずにされているんですか。その辺また教えてくださいませんか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）まず、スケジュールのことなんですけれども、予算を可決した後でないとスタートできないということもございますので、スケジュールに落とし込んだ中ではこの時期になってしまうということをご理解いただきたいと思います。

あと、今回の補正で上げております新入学学用品費につきましての認定基準については、今と同様でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）同じく15ページのところの消費生活対策費ということで、これ、府からお金が入ってきているんですが、消費者問題啓発ステッカー作製経費となっています。このステッカーは何枚つくってどのような形で配布するのか、教えていただきたいんです。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）こちらのステッカーでございますが、今ご指摘のとおり、大阪府の消費者行政活性化事業補助金を活用して作製するものでございまして、今現在想定しておりますのは1万3,000部作製するというふうに考えておるところでございます。

配布につきましては、当然各公共施設に備えつけるとともに、消費者行政の消費講座とかいろいろ実施しておりますので、そういった場面を通じて、また長生会等の高齢者の方々の団体等に配布するなど、有効な配布方法を講じていきたいというふうに考えておるところでございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（佐古員規君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「13時17分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

佐古員規

事業厚生常任委員会



## 事業厚生常任委員会

月 日 平成29年12月12日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	阪口	均	副委員	長	河合	弘樹
	委員		重光	俊則	委員		浦川	佳浩
	委員		渡辺	豊子	委員		矢野	正憲
	委員		江川	慶子	議長		坂上	巳生男

欠席委員 なし

説明員	町	長	藤原	敏司	副町	長	中尾	清彦
	教育		勘六野	朗	企画		貝口	良夫
	企画部	理事			企画部	理事		
	兼	シティプロモーション	明松	大介	兼	財政課	東野	秀毅
	推進	課長						
	総務	部長	南	和仁	総務	理事	林	利秀
	総務	理事	塩谷	義和	住民	部長	藤原	伸彦
	住民部	統括理事	吉田	潔	健康	福祉部長	小山	高宏
	健康	福祉部	山本	浩義	都市	整備部長	泉谷	徹
	都市	整備部	大西	宏	会計	管理者		
	上下	水道部	山戸	寛	兼	会計課	中谷	ゆかり
	教育	次長	阪上	清隆	上下	水道部	永橋	広幸
	政策	企画課	橘	和彦	教育	委員会	吉田	茂昭
	環境	課長	島尾	学	事務局	統括理事	道端	秀明
	介護	保険・			健康・いきいき		石川	節子
	障がい	福祉課	野原	孝美	高	齢課		
	水とみどり	課長	庭瀬	義浩	介護	保険・	根来	雅美
	下水道	課長	山田	卓幸	障がい	福祉課		
事務局	局	長	北川	雄彦	参	事	大西	順二
					上	水道課	藤原	孝二
					書	記		

### 付議審査事件

- 議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例
- 議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）について
- 議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）について
- 議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について
- 議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）

委員長（阪口 均君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚

生常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(阪口 均君) なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案8件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長(阪口 均君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(阪口 均君) 初めに、議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君) おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

都市公園条例の一部を改正する条例についてですが、本会議の中で運動施設の土地の100分の50%を参酌してとかいうようなご説明がありました。国の都市公園法施行令の一部改正に至った経過、理由と、あと、この改正によって町への影響がどのようにあるのか、お願いします。

委員長(阪口 均君) 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君) 今回の条例改正、都市公園法の改正に当たった背景といたしましては、うちでは余り例はないんですけども、既設の運動施設のバリアフリー化を行う際に敷地面積が増加するというので、社会状況との中で変化に対応した改修等が困難となっている事例が生じているようです。これを背景に今回、都市公園法の改正をされたと聞いております。

あと、本町におきましては、特にこういった100分の50を超えるような運動施設という対象物はございませんので、町のほうには影響は特にございませぬ。

以上です。

委員長(阪口 均君) ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君) 関連ですけれども、100分の50という規定をここに追加されているわけです。この規定を追加しないといけないから追加したんでしょうか。それとも、ほかの都市公園条例とか施行令の変更については、ほかのところは全て熊取町は関係なく、ここだけが関係して、100分の50というのが施行令では読めるけれども、熊取町条例に書いていないからここは記載しないといけないということで記載したということなんですか。

委員長(阪口 均君) 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長(庭瀬義浩君) 今回の都市公園法施行令の改正、第8条の中で、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定めるということになっておりますので、定めないといけないということで、今回、都市公園法を町のほうも改正したということです。

あと、今回の都市公園法の改正で、他の条例で特に町のほう、今回うちの条例に影響するものは、ほかに特にございませぬ。運動施設の参酌基準のみが該当ということで、今回この分だけを条例改正させていただいているものです。

委員長(阪口 均君) 重光委員。

委員(重光俊則君) 先ほどバリアフリー化という例が説明されましたけれども、私も都市公園法の変更

内容が非常にたくさん書いてあってよくわからないんですが、保育所も設置できるとかそういうことも記載されていますよね、多分。だから、そういう意味でいろんな項目があって、熊取町が該当する運動施設が適用される都市公園というのは永楽ゆめの森公園だけなんでしょうか。それ以外に熊取町で都市公園条例が適用される公園はどれなのかということと、ほかの今回の都市公園法の変更は、もう少しバリアフリー以外にもいろいろ書いてあったと思うんですけども、その辺は関係ないというのは、何が関係ないのかというのをもうちょっとわかりやすく説明していただけませんか。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。  
水とみどり課長（庭瀬義浩君）一応、都市公園と言われますのは、熊取町ではゆめの森公園だけではなく、熊取中、都市公園、街区公園とかいったものが109ございます。全てそれは都市公園法に基づいて告示された公園でございます。

委員長（阪口 均君）大西都市整備部理事。  
都市整備部理事（大西 宏君）確かに、委員おっしゃるように、都市公園法の改正というのはほかにも何項目かございます。今回この部分の条例改正につきましては、施行令で変更の参酌割合について条例で定めなさいとストレートに明文化されてございますので、これにつきまして今回ご提案申し上げているところでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）さっきの私の保育所がどうのこうのという発言は無視されているんですが、その辺はどうなんですか。

委員長（阪口 均君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）その点も影響ないかと申しますと影響はあるんですけども、ただ、本町の都市公園条例につきましては、上の都市公園法、施行令に定めるそれ以外に必要な事項ということがございますので、当然、上の法が改正されれば、その改正内容は全て都市公園に適用されるということでございます。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）それでは、確認ですけれども、例えば保育所を設置できるとかいろんな項目は、全ての熊取町の都市公園109カ所に適用されるということですね、今回から。町の条例には定めなくても、上の都市公園法と施行令が改定されたので、それらは全て適用されるけれども、町条例で定めないといけないのは100分の50だけを記載しないとイケなかったから記載したと、そういう理解でよろしいですか。

委員長（阪口 均君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）都市公園法ですから、うちの都市公園は全て該当します。全て法に基づいてやっていくと。ただ、法の中で今回、100分の50というのが各地方によって、今先ほどのバリアフリー化等で適用しない施設になってきているという現状もございますので、そんな中で各現状に合うた基準、100分の60とか100分の70とか、その現状に合うたように各条例で定めることができるということになってございます。その中で国が参酌基準として100分の50を提示されておりますので、本町の場合は100分の50をそのまま適用して条例化したというところでございまして、都市公園法自体は全てのうちの都市公園に網がかかってきてございます。

以上でございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例の件を採決い

たします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(阪口 均君)次に、議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川委員。

委員(江川慶子君)これも引き続きお伺いするんですが、来年4月より下水道事業も水道事業と同じ地方公営企業法の適用となる改正であります。国の流れの背景を教えてくださいのと、それと、この条例改正によって上下水道関係で変わる点がありましたらご説明をお願いいたします。

委員長(阪口 均君)山田下水道課長。

下水道課長(山田卓幸君)平成27年12月11日の議員全員協議会で国の流れについてはご説明させていただいております。人口3万人以上の下水道事業において平成32年度からこの法を適用するよう通知が来ておまして、本町においては平成30年度より適用するということで取り組んでいるところでございます。そのときにもご説明させていただいたんですけれども、熊取町の下水道事業、法適用することによって何が変わるかということは、今後、中長期の計画とかそういうものに取り組んでいけるということが大きな内容でございます。

委員長(阪口 均君)江川委員。

委員(江川慶子君)国のほうの流れで全国的に地方公営企業法に基づいて運用するというので、熊取町はちょっと早目に行くということですね。その点はわかりました。

後半の部分の上下水道関係で変わる点ということでは具体的なところがなかったんで、その辺もう少し詳しく教えていただければ。お願いいたします。

委員長(阪口 均君)答弁を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事(永橋広幸君)上下水道事業一体となって今後の運営ができるという形、一体というか、地方公営企業としての一体となることによって、事業のより効率化が図れるという形になります。ですので、設置条例の第1条の2で全部適用という形で全てを適用し、上下水道事業としての部分として、ただ、事業としてあしたから何が変わるのか、4月から何が変わるかというのは、実際ございません。今までどおり計画的な整備、計画的な維持管理、計画的な事業を進めていきたいという形で、よりわかりやすく、見える化に努めていきたいと思っておりますので。

委員長(阪口 均君)江川委員。

委員(江川慶子君)その点はわかりました。一体で事業して効率化を図ると。水道と下水道ともに行うということで、わかりました。

住民に対して窓口の状況だとか、今回下水道事業特別会計条例が廃止になるということで、会計上の状況はこれまでどおりなのか変わるのか、その辺はいかがでしょうか。

委員長(阪口 均君)山田下水道課長。

下水道課長(山田卓幸君)基本的に、住民に対して何が変わるということはないというところがございます。支払いにしても同じような形で運営されますし、特に変わったところはございません。

(「会計」の声あり)

委員長(阪口 均君)永橋上下水道部理事。

上下水道部理事(永橋広幸君)会計におきましては、水道事業、下水道事業、条例名はこれ一つの条例になるんですが、会計は別々の会計になっております。ただ、会計事務、今、下水道使用料は上水でお任せしたり、一旦一般会計のほうからは離れるんですが、住民にご不便のないように窓口は今までどおり、財布は別という形で、ただ、上下水道二つ一緒に運用といいますか、考え方は同一でしていきますので、会計は全く別やと考えていただけると整理しやすいかなと思います。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。じゃ、特に住民サービスの部分で、窓口が今、下水は本庁ですが、上水のほうは水道のほうへ行くことになっていますので、それも変わらないと。会計も、今までどおり下水と水道は別々の会計として提示されるということで理解してよろしいですか。

委員長（阪口 均君）山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）窓口の話なんですけれども、この14日の議員全員協議会で水道事業の経営戦略の策定についてというところで詳しくご説明させていただくんですが、組織の見直しとしたら、今の配水池は耐震化されていまして、これ、また耐震事業が入ってきまして事務所と同時に建てかえる計画がございます。そのときに上下水道部として組織を統合するというふうに考えております。それが、大体平成34年ごろには同じ事務所で事務を執行する予定でございます。これはまた議員全員協議会で説明させていただきます。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）まず、11月16日の議員全員協議会でもちょっとご説明等があったんですが、19ページのところで今回条例を統一するというところで水道事業設置条例という形で上がってきているわけなんですけれども、会計が今お話あったんですが、一応下水道事業特別会計というのが来年の3月議会のときにもう終わってしまうというところで、新たに下水道事業としての会計が4月からスタートするということになるということやと思うんです。そしたら、教えてほしいんですけど、来年の3月議会のときには特別会計の決算と、そして来年度、30年度の下水道事業の予算を両方するという事なんでしょうか。

委員長（阪口 均君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）前回の議員全員協議会で説明させていただいているんですけど、決算については9月で、予算については3月で実施させていただきます。

以上です。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）議員全員協議会の資料で打ち切り決算をするというふうに書いていたもので、30年の。それで3月議会のときに両方するのかなと思ったんですが、一応30年3月31日で締めて、9月議会のときにこの分の決算もあわせてするという事ですね。特別会計の決算もするという事ですね。わかりました。

議員全員協議会のときにいろいろ進捗状況等の説明もあったんですが、4月1日からこのように切りかえてやっていく中で、まだまだ企業会計移行事務業務が進捗状況50%とか、企業会計システム構築及び導入の進捗状況は65%とかいって、まだまだ100%に達していないんです。4月から実施で、これ十分進捗、全体として100%を達成できるんでしょうか。

委員長（阪口 均君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）この進捗状況については9月時点のもので、予算編成がちょうど今になっております。それに合わせて進捗率は物すごく上がっていく状況になりますので、ご心配には及ばず実施できます。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。

システム改修についてのそういった分の予算等も必要で、準備等が大変やったと思うんです。あと私たち議員の進捗状況も、自分たちがちゃんとしっかり理解できるかなというところもあるんですが、しっかり勉強していきたいと思います。

その中で、条例改正の後ろのところで教えていただきたいんですが、今回ややこしい水道事業と下水道事業が一緒の企業会計というところで、条例がもう一緒になっていて、その水道事業の中の条例の中に下水道は入れているというところで、ほんまに条例自体がちょっとわかりにくいんですが、資料の4-13と4-14のところで、まず4-13の2行目のところとかに、今まで規則

で定めていたところ、4-13も4-14もそうですが、規則で定めていた措置というものが全部「管理者」に変わっているんです。それはどういうことかなど。だから、本当やったら規則で定められているから規則に沿ってやっていくというのはわかるんですけども、管理者が定める、管理者が定めたものというふうに変わっていつているところ、下水道も水道も町長が管理者になって定めていくということになる、町長がどう措置するのかというところで措置が講じられるというふうに変例の中身はなっているんですけども、規則というものはなくなるんですか。

委員長（阪口 均君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）今回の条例改正、全て「管理者が」「管理者は」という形になっておるのは、地方公営企業法で管理者が専任する事務という形で管理規定の制定という形の条文がございましたので、今、委託業者とも話をしまして、ほかにも全て近隣の条例も見ました。前例も見ますと、ここの部分は「管理者が」という形で、管理者の権限とする部分については全て「管理者が」という項目ですので、規則はなくなり、次は規程という形で、今回この条例改正をご可決いただきましたら、順次規程をこれと同じような形に変えていきたいという形になります。

以上でございます。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）規則と規程はどう違うんですか。

委員長（阪口 均君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）地方公営企業法では、規則という名称がなく、全て規程という形で、規程を定めなさいという形になっておりますので、規則と規程は同じものと考えていただく。法律が変わりますので名前が変わるという形だけのご理解をしていただくと整理しやすいかなと思います。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）そしたら、今のところ規則はあるけれどまだ規程に変えていないから、ここの条例の中身としては管理者というふう置きかえているというところなんですか。

委員長（阪口 均君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）内容は変わりませんので、管理者が定めるというのは規程で定めると読んでいただくと整理はしやすいのかなと思います。管理者権限という形で、今回、今までだったら水道事業は町長であったんですが、管理者を置かなくてもよいというただし書きがございますので、本町は上下水道事業管理者を置かないという形になりますので、藤原町長が管理者の権限を行うという形になります。その一般会計の町長と管理者としての町長を分けたいといひますか、そこは明確に分けたいという形で、全て今回管理者という形になっておりますので、規則がなくなることはございません。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）この条例は水道事業設置条例の一部を改正する条例の審議なんですが、19ページの附則のところにもいろんな事務分掌条例を変えます、それから情報公開条例も一部改正します、個人情報保護条例も一部改正します、これは、附則で水道事業条例の一部を改正するけれども、この附則が適用されると、もとの条例も全部変えますよというように読み取るのでしょうか。

委員長（阪口 均君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）このような形で、委員が今言われたとおりの形になります。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）そういう意味では、これらの条例の議会審議は水道条例の一部を改正する条例で審議したということで、全ての条例が改正されるということが適用されるということですね。

委員長（阪口 均君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）そのとおりでございます。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）それでは、職員定数条例の一部が変わるということが記載されてあるんですが、こ

の数値についての内容等を説明していただきたいんです。

まず、290人が281人、290人というのは事務局の分ですね。それが281人になるということと、水道事業が22人が31人になっている、これはどういう根拠でこうなるのでしょうか。

委員長（阪口 均君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）現行の下水道課の人員が9名でございます。その9名が本庁の部局から水道及び下水道事業のほうに移行するというところでございます。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）290が281はどうなるんですか。

委員長（阪口 均君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）現行の290名から9名を差し引いた形で281ということになります。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）わかりました。

それで、この条例の中に教育委員会の事務局の職員というのは70人が今現状なんです、実数は34ぐらいじゃないかと思うんです。教育委員会の事務局の職員というのは今何人なのでしょうか。

その実数というのは組織表から数えた人数なんです、これはどういうことになっていますか。

委員長（阪口 均君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）職員の定数の関係でございますので、教育委員会のほうは現状70人でございます。条例上70人ですけれど、実数はこの4月1日現在で34人でございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）それは、定数は変えないとか変えられないということなんですか。それはどういうことですか、実態との差は。

委員長（阪口 均君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）職員定数条例というものにつきましては、地方自治法の中で職員数を一定抑制したりとか、はっきりと定めて住民の方にお示しして、議会のご審議をいただいて上限として定めるということで、70人につきましては、以前、給食が直営であったりとか、そういったところの名残の中で残っているということでございます。ですので、条例改正は可能でございます、結論から申し上げます。

ただ、今回の件につきましては、下水道事業が直接町長部局から水道事業に移行するという中で、現状の下水道課にいる職員9人をこちらに移行させるということで、職員の定数そのもののあり方という点につきましては、議会が例えば3人、町長部局が290から281、こういったところについては、それはそれとしてまた別議論としての改正は可能になりますが、今回の件については下水道事業としての改正ということで上程させていただいていると、そういう内容でございます。

ですので、教育委員会の定数が70人でいいかどうかという点については、またそれは今後、条例改正、いろんな現状の法改正等を踏まえながら、今後考えていくべき問題かなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）今、そういう意味で町長事務局から水道事業事務局が離れるということで明確になっているんですが、教育委員会事務局の職員についてもやっぱり実態と非常に乖離していますよね。やはりこの辺は見直していただかないと、熊取町教育委員会の事務局の職員は70人まではいけるんやという状況にあるということとはちょっと実態から離れすぎていると思いますので、この辺も早急に見直しをしていただきたい。これは要望しておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時議事の進行を副委員長にお願いします。

副委員長（河合弘樹君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。阪口委員。

委員（阪口 均君）地方公営企業法の適用を今実施している企業というのは幾つあるのか、どんなものがあるのかというのをこの際一つ教えてほしいなということと、18ページの真ん中あたりなんですけれども、「水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。」ということで、「給水区域は、熊取町の区域内（標高140メートル以上を除く。ただし、大字久保及び大字野田のそれぞれの一部は含む。）」となっているんです。これはどういう意味なのか。標高は高いけれどここは熊取町の給水区域ですよと、そういう意味だと思ってしまうんですけれども、そんなことなのかなというところを説明いただきたいと思います。

副委員長（河合弘樹君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）地方公営企業法を適用している事業といいますと水道及び下水道、それと他市におきましては病院、熊取町においては病院はございませんので、この2つということになります。現在、府下の近隣団体なんですけれども、下水道の適用に向けて動いている団体としましては、岸和田市はもう適用済みです。貝塚市が31年、泉佐野市、泉南市が32年、阪南市と熊取町が30年の適用に向けて、今作業しているところです。

副委員長（河合弘樹君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）補足ですみません。先ほどの課長の部分で、地方公営企業法の第2条に定められている適用を受けなくてはならない事業が水道、工業用水道、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業という形で、地方公営企業が運営すると。下水については任意適用ですので、今回、集中取り組み期間でやっているところが今、課長の言いましたところになります。

府下の数ですと、すみません、数がちょっと今わからないんですが、大都市、人口が多い大阪市とか堺市、岸和田市、豊中市等々が適用で、32年までには人口3万人以上は全て取り組み済みという形で調査は聞いております。

以上です。

副委員長（河合弘樹君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）2つ目の水道事業の給水区域なんですけど、ことしの3月議会で条例を改正させていただきまして、「標高140メートル以上は除く」、もともとはこれだけだったんですが、「ただし、大字久保及び大字野田のそれぞれの一部は含む。」を追加させていただきました。この分といいますのは、永楽ゆめの森公園が140メートル以上ございますので、永楽ゆめの森公園は含むという意味でございます。

以上です。

副委員長（河合弘樹君）阪口委員。

委員（阪口 均君）ゆめの森公園だけを含めるためにこれは野田と久保が両方含まれているんですか、あそこには。

副委員長（河合弘樹君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）そのとおりです。

以上です。

副委員長（河合弘樹君）それでは、以後の議事の進行は委員長にお願いいたします。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件を採



決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(阪口 均君)次に、議案第85号 指定管理者の指定(熊取永楽墓苑)についての件を議題といたします。島尾環境課長。

環境課長(島尾 学君)本会議で重光委員からご質問のありました熊取永楽墓苑での指定管理者業務内容及びその範囲について、お配りしております業務仕様書を用いましてご説明いたします。

議員の皆様には、8月29日付事務連絡、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者の募集についてと題しまして情報提供させていただいた資料の一部分となっております、その資料と同じもので、変更はございません。

それでは、具体的な指定管理者の業務内容とその範囲でございますが、1、運営管理に関する基本的な考え方として9項目を挙げ、これに沿って行うこととしております。墓地に関する法令等を遵守し住民のサービス向上に努めることや、利用者の安全を図り、平等な利用、公平な運営を行うことなどを規定しております。

2は業務内容を示しており、(1)墓苑の維持管理に関する業務として、①から次のページの⑥まで規定しております。以前にもご説明いたしましたが、墓苑区画の使用許可など許可に関する業務などはここに入っておりませんので、これまでどおり町職員が担当いたします。

資料の3ページをお願いいたします。

(2)は、その他墓苑の管理運営に関して町長が必要と認める業務として、自主事業について規定しており、それぞれ資料のとおりでございます。

3は管理運営に関する業務の基準を示しておりまして、(1)事業計画の作成、(2)業務日誌の作成、(3)月次報告書の作成、(4)収支経理簿の作成、(5)事業報告書の作成といたしまして、指定管理者は、毎年度終了後30日以内に墓苑に関する事業報告書を作成し、町長に提出するものとしており、資料4ページの①から③までの3項目を例示し、詳細については協定により定めることとしております。

以上の業務仕様書内容で、指定管理者となる団体から提出のあった応募申請書には、収支計画の支出として平成30年度に313万6,000円、平成31年度には310万円、平成32年度には310万円、3カ年合計933万6,000円となっております。また、自主事業につきましては、お墓参り代行サービス、ご供花お供え代行サービス、墓石お掃除代行サービス、お墓参りにまつわる物販、周辺の情報サービスなどが提案されておまして、これにつきましては今後、協議の中で実施可能性も検討しながら、できるものについては協定に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上で、簡単ではございますが、熊取永楽墓苑での指定管理者業務内容及びその範囲についてのご説明とさせていただきます。

以上です。

委員長(阪口 均君)それでは、質疑を行います。質疑はありますか。重光委員。

委員(重光俊則君)業務仕様書をつけていただきまして、前にもご説明があった内容と思うんですが、最終契約に当たってどうなったのかなというので、確認する意味でこういうのをつけていただいて、具体的な業務が非常に細かく書いてあるので非常に安心しております。

それと、自主事業についても明確に、指定管理者が負担して、頑張れば指定管理者の収入になるということも記載してあるということで、非常にいい仕様だと思います。ありがとうございました。

委員長(阪口 均君)ほかに質疑はありますか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)今回この指定管理者、ハウスビルシステムに指定管理が決定したというところになっているんですけども、今、仕様書についての説明もいただきました。その中で、まず最初に指

定管理者選定委員会が持たれたかと思うんですが、選定委員会の中で選定した結果今回ここに決定したということなんですけれども、選定委員会では5者応募があってということで議員全員協議会等でも聞かせていただきました。ハウズビルシステムが提案された、プレゼンのときにどんなことを提案されるのかという、自主事業というのに一番ちょっと私たちも関心があるんですが、今の説明の中で供花とかお掃除とかお墓参りの代行サービスということを提案されたということですよ。ほかの業者はほかには何かあったのかということと、今回評価する中で障がい者や高齢者への配慮について記載してくださいという項目があったと思うんですが、どういった配慮について考えておられるのかということも教えていただけますでしょうか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）まず、ほかの業者がどういうふうな自主事業を提案されたかということなんですけれども、やはり同じような、業者によってはもうちょっと数が少なかったりというのはあるんですけれども、項目としては同じようなものでございました。例えば花の販売であるとか線香の販売であるとか草抜き、墓掃除であるとか、ちょっと変わりましたのは、終活講座をやりたいという業者もいらっしゃいました。それぐらいで、一番広範囲にわたってご提案いただいたのが今回のハウズビルシステムということになります。

障がい者とかのどういう形でということなんですけれども、これにつきましては、申請書で提案いただいているんですけれども、高齢者や障がい者の方たちに対しても平等に利用できる環境づくりをしたいということで、利用者に対する接客基本法に加え、相手の気持ちや立場を理解した優しい接客をしたいということと、車椅子利用者等にはできる限り利用支援し、無料での貸出用車椅子を増設するでありますとか、使用方法の説明、案内等、利用機会創出に向けできる限り支援すること、聴覚障がい者への配慮ということで、相手の目を見て会話をし、及び口を大きくあけてゆっくり会話するであったり、筆談が必要な場合は大きな字で対応する。視覚障がい者への配慮ということで、会話をしの際はなるべく静かな場所で行う、ご案内が必要な場合はスタッフの腕を持っていただく等の配慮を行う、抽象的な説明ではなく具体的な説明を行う、それと外国人の利用者への配慮ということで、英語、中国語、韓国語等で基本的な施設案内ができる説明チラシの作成を検討するというような申請書をいただいております。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。なかなか細かい配慮をしていただけたところがいいかなというふうに感じました。

ほかにもそこはやっているんですよ。実績というんですか、そういうところはどうか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）お墓のこういった指定管理というのではなくて、この会社はいろんな指定管理をされているんですけれども、例えば、公園でありますとか滋賀県営びわこ地球市民の森でありますとか、釣りの施設、大阪の南港魚釣り園とか尼崎市立魚釣り公園でありますとかそういうところもされておりますし、駐車場の管理、箕面市の箕面駅前第一、第二駐車場、こういったところもいろいろ、大阪市立のほうも管理されております。貸し館とかいうところでは大阪市立西区民センターでありますとか大阪市立住之江会館とか、いろいろノウハウをお持ちの会社であるというふうにお聞きしております。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。じゃ、墓苑については今回初めてということですね。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）墓苑業務ということでは初めてみたいですが、公園とかいろいろ管理されています。それで貸し館等もされていますので、なかなかノウハウのある業者であるというふうに思っております。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。またしっかりと、墓苑の管理も実績を生かしながらしていただけたらというふうに思います。

次の項も同じ、永楽ゆめの森も一緒のところの管理になってくるのでお尋ねしたいんですが、実際この中にモニタリングというのがありますよね。モニタリングを実施するというふうに規定、仕様書の中にもあって募集要項の中にもあって、議案書の6ページにもモニタリングというふうにあります。実際にひまわりドームのところでもモニタリングしていただいているかと思うんですけど、指定管理者に対して。大阪府内の公園なんかでもモニタリングをやっているんですが、実際に利用者の意見を聞いたり、またアンケート調査をしたりとかいうことを実際やっているんです。その結果というものをどこで結果を評価するのかというところで、大阪府では都市公園とかのそういう指定管理者の、今回選定委員会で選定されたんですけども、実際運営していく中で評価委員会というのを設置しているんです。モニタリングした結果をどこで評価するのか、どこで審査するのか、審議するのかというところで評価委員会というものを設置しているんです。

以前、この指定管理者を導入するに当たっては、昨年の委員会の中でも二見議員が評価委員会の設置について要望したと思うんです。実際に運営していく中でモニタリングした結果をそういった委員会の中で公開された中で評価していくことも、どんな意見があつてどんなアンケートの結果やったかというのがやっぱりわかったほうがいいと思いますので、評価委員会を設置することについてどのようにお考えでしょうか。

委員長（阪口 均君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） そういう組織というのは今まで考えておらないんですけども、そういったどういうアンケートをしてどういうふうな結果になってというのは、当然我々が監督といいますか、一緒に協議しながら進めていくというようなところであると思いますので、それについてはちゃんと連絡をとりたいというふうに考えております。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今、墓苑の関係で島尾課長からご答弁いただきましたが、指定管理者の評価委員会という形で、公園も一緒なんで、今回、公園と墓苑と一緒にしているので、評価委員会を設置していただいて、指定管理者評価委員会という形でモニタリングした結果をその中で皆さんの意見も聞きながら、公に公開できる形で内容について評価していただきたいなというふうに思いますので、ちょっと調査研究してもらえますか。以前、委員会で二見議員が要望していたはずですよ。全然検討されていなかったんでしょうか。

委員長（阪口 均君） 橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君） 前회のご意見、ご要望というのは、まずはゆめの森、墓苑の指定管理に当たっての評価委員というところだったかと思っておりますけれども、政策企画課として全体的な総括をしていく中で、現在、体育館、ひまわりドーム、野外活動ふれあい広場、既に指定管理を導入しているところもございまして、全体として評価委員会が必要なのか、今回は両施設を一体的にやるからその部分で評価委員会が必要なのか、そのあたりは事業原課とも調整しながら、我々としても全体的な総括としての検討をした上で、また町として判断していきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今回、公園と墓苑の両方合体した分の指定管理者なんで、ちゃんとしたそういった評価委員会を設置していただきたいということ、しっかり調査研究していただきながら進めていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

委員長（阪口 均君） ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君） 墓苑と次のゆめの森公園と一体なんで、両方にかかってくると思うんですが、これについて引き継ぎ期間とかいうのはございましてか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）12月議会、ここで議決いただきまして、これから協議ということになりますので、これから3月までの間協議いたしまして、引き継ぎといいましたらここが引き継ぎ期間になるというところでございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。これで議決が決まればそこから話し合いになるということですね。そしたら、またそのときにどういった状況かお知らせください。

それと、とても緑の豊かなところにあるということで、植樹等の手入れというのがとても大事だと思うんです。その辺では、熊取町は古くから、江戸時代のころから造園業についてはとても産業として歴史のあるもので、特に松なんかは熊取流ちらしというんですか、そういうのがあるということで、とても造園業が盛んであったということも含めて、その産業を残すという面でも地元の業者を手入れのところとかに入れてもらいたいなど、前にもそういった話をどこかでしたと思うんですが、その点はどのようになっていますか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）これも申請書に書かれていることなんですけれども、委託予定業務でどこへ出すかというようなことをある程度お書きになっています。ご紹介いたしますと、定期清掃業務は地元の業者を使いたいということと、今お話のありました植栽管理につきましても、地元の事業者というような書き方で申請書をいただいております。ほかをご説明いたしますと、やはり施設の補修であったりごみの収集であったり浄化槽の点検であったり、機械警備はもう今長期継続契約しているんですけれども、その業者でありますとか、基本的に地元の業者あるいは今までの業者を使いたいというふうな申請書をいただいております。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。公園のほうも同じでしょうか。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）公園の提案内容も今の墓苑の説明のとおり、同様でございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。ありがとうございます。

職員は、今までは町が採用していた職員だったんですが、今回指定管理によってまた新たな正職の方が入れられるのか、やはり正職ではなくてアルバイトなのか、そういった職員体制というのはどのようになっておりますか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）提案におきましては、その業者の直営の方が来ていただくということと、当然、人を多く配置しなければならないというときはそのとき用の方ということで書かれておりますので、基本的に常駐していただけるような方は社員の方であろうと。その方につきましても、現在雇用されている方も視野に入れるというようなご提案はいただいております。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）についての件を議題といたします。庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）それでは、先ほどの議案第85号、墓苑のほうの指定管理と同様に、指定管理者に委託する永楽ゆめの森公園の業務内容について説明させていただきます。

環境課の永楽墓苑に引き続きまして、お配りしました業務仕様書に基づき説明させていただきます。

それでは、お配りしました業務仕様書7ページをお開きください。

永楽ゆめの森公園の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲でございます。

1としまして、管理運営に関する基本的な考え方としまして9項目を挙げ、これに沿って行うこととしております。墓苑に関する法令等を遵守し、住民のサービス向上に努めることや、利用者の安全を図り、平等な利用、公平な運営を行うことなどを規定しております。

2としまして、業務内容です。

（1）としまして公園の使用許可等に関する業務、（2）としまして公園の利用料金及び駐車場利用料金の徴収等に関する業務、8ページに移りまして、（3）公園の維持管理に関する業務を①から⑭で、12ページにかけまして施設や樹木の維持管理業務、交通警備業務などを規定しております。（4）としましては、その他永楽ゆめの森公園管理運営に関して町長が必要と認める業務として、自主事業等について規定しております。

次に、13ページ。こちらには3としまして、管理運営に関する業務の基準として組織及び人員配置や事業計画、業務日誌、収支経理簿、事業報告書の作成を規定しています。事業報告書につきましては、先ほどの墓苑と同様、毎年度終了後30日以内に作成し、町長に提出するものとしております。報告の内容の詳細については、協定により定めることとしております。

また、今回指定管理候補者となる団体から提出のあった応募申請書には、公園の指定管理料としまして平成30年度が1,495万円、平成31年度、平成32年度にはつきましては各年1,500万円、3年間の合計としましては4,495万円、先ほどの永楽墓苑と合わせまして、本町が示しました上限額5,446万2,000円に対し、5,428万6,000円の提案となっております。

また、先ほどの墓苑と同様に業者のほうから提案のありました自主事業としましては、公園の部分では遊び遊具等の販売・レンタル、休日の飲食物・物産の販売、あとレンタサイクル、管理棟での物販、豊かな自然を生かした環境プログラム、スケートボード広場の活用など、多くの提案を受けております。このほか、他市の施設での実績もある社会貢献事業としまして、はがきを手書きすることで子どもたちの情操を育み、人と触れ合いを深めるきっかけづくりとして、町内小学校へのはがきの寄附も提案されております。

また、永楽ゆめの森公園の来園者の確保の対策としまして、ゆめの森公園ホームページを作成し、指定管理候補者が現在管理しておりますほかの海釣り公園等の施設とリンクすることで、より多くの方々にアクセスしていただくことにより、来園者の増につながるのではないかという意見もいただいております。

以上で、簡単ではございますが、永楽ゆめの森公園での指定管理者業務内容及びその範囲についての説明とさせていただきます。

以上です。

委員長（阪口 均君）それでは、質疑を行います。質疑はありますか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）先ほどの中で自主事業についてちょっとお伺いしたいんですけども、指定管理者の提案の中で物販とか物産、レンタサイクル、いろいろ伺いました。要はこの公園は、何回も申し上げているんですけども、冬と夏の来園者数がやっぱりウィークポイントになっていまして、先ほど言っていたような内容だと結局春とか、いわゆる季節のいいときにはちょっとふえて

くるんかなというのは見えてくると思うんです。そういった冬場とか夏場の対策というところ、いわゆる来園者をふやして駐車場収入を確保していく、そういった点については何かおっしゃっていましたか。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、浦川委員おっしゃっている夏場、冬場といった季節に固定した特に提案というのは、今ないです。先ほど説明しました年間を通しての全般的な自主事業ということで提案を受けております。

今後、夏場の来園者の増とかいうのにつきましては、先日の本会議でもありましたとおり、また決まりました指定管理者と夏場の来園者の増、こういったことができるのか、こういったことをしていけばふえるのかというところは、また協議して行って、夏の来園者の増に向けてつなげていきたいと考えております。

以上です。

委員長（阪口 均君）浦川委員。

委員（浦川佳浩君）来年度から始まるということで、いろんな知恵もお持ちだと思いますので、その辺はしっかりと協議を引き続き見守っていききたいなと思います。

これは別で1点聞きたいんですけども、ミストシャワーがふえて、今は使われているんですか。要は、そこのミストシャワーに上って非常に危ないというようなお声を何人かから聞いていますので、今そういう対策というか、どうなっているのかなと思って。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、浦川委員がおっしゃっておられるのが、この夏増設しました、多分ユニバーサルブランコの奥につくったミストシャワーの件だと思います。夏場については、結構、鋼管でつくったカラフルに色をつけてミストシャワーをして、今、ミストシャワーはもう冬場ですので撤去しているんですけども、確かに枠はまだ残っております。そういった先ほど言われたようなことをうちのほうもちょっとお聞きしているんで、一応啓発的な看板、上るなどか危ないよというふうなことは今、現地のほうでつけさせてもらってはいるんですけども、ただ、余りにもそれが原因でというのであれば、もう撤去せざるを得ないのかなというところは思っております。

委員長（阪口 均君）浦川委員。

委員（浦川佳浩君）本当に遊具ではないので、結構心配されているというか、上ったらあかんよと言っても子どもなので上っていきますので、その辺をしっかりと、事故など起こらないように管理面だけお願いします。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）永楽ゆめの森公園の指定管理者の委託の件も、仕様で詳細な内容を説明していただきましてありがとうございます。

これ、せっかくつけていただいた資料なんで理解したいと思うんですが、参考資料1からずっとトイレ等の図面もあるんです。この辺、参考資料11までの図面、これは何を示しているか、ちょっと教えていただけますか。

委員長（阪口 均君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、重光委員ご指摘の後ろの図面ですが、これは図面のほうでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

水とみどり課長（庭瀬義浩君）そしたら、参考資料1からずっとあるんですけども、一応資料1は単純な施設の平面図でございます。資料2につきましては、その中に遊具だとかいろんな施設があるんですけども、その位置をあらわした平面図となっております。あと、資料3につきましては公園内の植栽の平面図となっております。参考資料4につきましては、そのほかの電気関係とか地下に埋まっているものとか水道の関係とか、その辺の施設の平面図となっております。参考資料5

につきましては、公園の中で広場が何平方メートルあるとか、公園の中の施設を区割りした図面になっています。植栽部分が何平方メートルだとか公園の駐車場が何平方メートルあるよとか、そういった区割りしたような図面になっております。参考資料6につきましては、除草箇所、管理の中でこの部分の草刈りをしてくださいねというものの位置がわかるように、除草の範囲を示した平面図となっております。あと参考資料7につきましては、芝生が植えてある部分はここです、芝生管理をしてくださいという図面になっております。

8ページ以降につきましては、指定管理者に管理していただく区域内にある建物、8は第1駐車場にあるトイレです。あと、資料9につきましてはトイレの浄化槽だとか、あと資料10におきましては遊具の点検の頻度、11については公園の中にある管理していただく小屋の図面等々になっております。あと、参考資料12につきましては公園の中にある施設を一覧表にしたものでございます。資料13は、募集のときにこれぐらいの人数が来ているよというのを応募者の方にわかっていたかどうかにつけた、その当時の来園者数の一覧表となっております。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）よくわかりました。ありがとうございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（阪口 均君）次に、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（阪口 均君）次に、議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(阪口 均君)次に、議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)介護保険の補正予算についてお伺いします。

高齢者生きがい活動促進事業補助金というのは入にも出にもありまして、説明の中でサポート事業だということで、自治会のほうに使われているんだということで、これ全部国庫支出金ですね。これ、内容と、新しいものなのか以前からあったのか、その辺をお伝え願います。

委員長(阪口 均君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)それでは、高齢者生きがい活動促進事業補助金について説明させていただきます。

本事業につきましては、つつじヶ丘地区福祉委員会から地区内で援助サポート事業の立ち上げを行いたいということでご相談を受けました。地区内での内容を聞きますと、地域で例えば電球の交換をすとか、灯油を自分の家まで運んでいただくことを重たいのでサポートしていただくとか、水やり、家の前に置いておくごみを収集場所まで持っていくような、地域の中でアンケートをとったらそういうことに困っているというアンケートがあったので、それをサポートするのを地域の中で立ち上げたいという相談がありました。

それを受けまして、本町におきましても町のほうで生活支援体制整備事業と申しまして、地域の中で高齢者同士が支え合うような事業を推進するための協議体というのを立ち上げて、住民の皆さんと検討を行っているところです。それに際しまして、つつじヶ丘地区の活動が本事業のモデル事業のような役割というか形になると思ひまして、それに協力・相談支援というのを行ってまいりました。その事業を行うに際しまして、国の介護保険事業費補助金の一つである高齢者生きがい活動促進事業に当たるということで、この補助金を充てております。

国の補助金につきましても、健康づくり活動を行うに伴って介護予防の生活支援サービス基盤ともなる活動を行う団体への立ち上げ支援を行うために設けられた補助金でございますので、つつじヶ丘地区にずっと補助を行うのではなく立ち上げ支援という形で行うもので、今回はその相談があったというところに国の補助金がちょうどありましたので、それを活用させていただいて整備するものでございます。

以上です。

委員長(阪口 均君)江川委員。

委員(江川慶子君)わかりました。地域でこういった助け合いをしていこうということで声を上げてくる団体、自治会ですか、そういうことでサポートできるということなんですが、どこの地域でも同じような悩みを抱えている方がたくさんおられますよね。そういった中で、こういったつつじヶ丘のような事業がモデル事業となつてうまくいけばほかの地域にも立ち上げていこうということがふえれば、住んでいる方はとても高齢者の方は助かるなどと思ってお聞きしたんです。

38万5,000円というのが国から国庫支出金で来ているんですが、これは全額つつじヶ丘に入るのか、それともサポート事業としてこれから広げるための費用に充てていくのか、その辺はいかがですか。

委員長(阪口 均君)石川健康・いきいき高齢課長。



健康・いきいき高齢課長（石川節子君）この事業につきましては全額つつじヶ丘に充てる分になっております。内容的にも脚立であるとか灯油缶のプラスチックの缶であるとか、本当に支援に必要なものの備品を上げてきていただいて、あとはそれを入れる物置等を入れておるような形になっております。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。新たなものかというところは新たなものだということで、今回初めてこういった支援をいただける事業が行われるということで理解しました。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）今、高齢者生きがい活動支援促進事業というのが国のお金でできるということをお聞きしたんですけれども、ちょっと前にお話ししました高齢者介護支援ボランティア活動とかそういうものにも、これは名前から見たら適用できそうな気がするんです。そういうボランティアの活動支援というものに使えるということで、これを国に請求したらお金が出てくるというようなものではないのでしょうか。

委員長（阪口 均君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）介護予防ボランティアの質問もいただきました。その件に関しましては、国のほうでは地域支援事業の一般介護予防事業の中でこの取り組みが例として挙げられておりますので、もし導入するとすればその事業の一つとして考えられるのではないかと考えております。

この補助金につきましては、この内容につきましては一団体1回限りになりますので、この内容についての補助金はもう今後この事業について使えないという形になりますので、どちらかといいますと、介護予防ボランティアにつきましては、ほかの事業で立ち上げの場合はまた検討していきたいというふうに考えております。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）じゃ、高齢者生きがい活動促進事業は、熊取町としてはもう1回このカードを使ったから、もうないということですか。もう申請しても何もできないということですね。今年度は使って、来年度、再来年度はどうなんでしょうか。

委員長（阪口 均君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）原則1回限りというふうに聞いております。

委員長（阪口 均君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今ちょっと課長からも言わせていただいたように、1回限りということで、大阪府内では2団体、熊取町を入れて3団体ぐらいで、なかなか活用していないのが実情だそうですね。というところで手を挙げて、大阪府からもありがたがってくれました。今回の先のことなんですけれども、やっぱりボランティアも大事ですので、それはまた前向きに考えさせていただきたいんですけども、今回のこれにつきましては、つつじヶ丘という地区の取り組みというのは物すごくまれといいたいでしょうか、これだけ地域力があって、すごく活動されているというのがすごく我々もありがたいなというところで、これ、やっぱり課長からも言わせていただいたようにモデルということで、これを今回きっかけとして全地域に、江川委員からも言っていたように、ふえていくことによって介護保険制度の安定化にもつながると。給付、また事業費の抑制にもつながっていくというところもありますので、ぜひこのモデルをいいものにしてどんどん発信をやっていければというふうに思っております。そこら辺は今後見ながら、また町としても考えていきたい、今回の取り組みを見守っていききたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）それまでこれをモデルとして展開するということなんですけれども、これ、お金は取る

あれじゃないということなんで、やはり先ほど言われた一般介護の支援のほうでお金がつくかもわからんと。町としては、いわゆる障がいのある方とか高齢者の方にいろいろなサポートをしているボランティアの方はいっぱいおられますよね。そういう方にお金を取ってこられる道筋があるというような気がするんですよ。それについて、これをモデルとして展開していくんじゃなくて、展開はもちろんやってもらったら結構です。お金を取りに行く、それを考えていただきたいんです。

もっともっと取れそうな気がするんですよ。だから、その手だてとして、介護支援だけじゃなくて高齢者支援、高齢者の生きがいづくり、前に言いました65歳以上のボランティア活動をしている人の生きがいづくりとして、先ほどポイント制度とかそういうのがあったんです。そういう活動をする立ち上げと、あるいは継続するためにお金が必要となってくると思うんです。そういうものに使っているお金を取りに行くところをぜひ見つけていただきたいんで、その辺の取り組みはいかがなんでしょうか。

委員長（阪口 均君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）委員おっしゃっていただきましたことはいつも思いながら、事業構築をさせていただいております。

長寿社会の補助金でありますとか、ほかには生命会社がいろんな補助金を団体に出してございまして、健くま隊とかその辺の団体にはこういう活動がありますよというのもご案内させていただいているところです。ですので、事業構築の際にはそういうことも視野で行っていききたいというふうに考えております。

ただ、内容につきまして、介護予防ボランティア制度につきましては有償ボランティアの仕組みをどのようにしていくかということと社協であるとかボランティア団体と話し合いを行った上で構築していく必要がございますので、前向きにそこは皆さんと話し合いながら、いい制度をつくっていったらなというふうに思っております。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）先日は個人への報償ということで言ったんですけれども、私が今言ったのは、こういうシステムがあるのだったら、そういうボランティア活動をしている団体支援ということで考えていただきたいと思うんです。個人へどういふものを報償として与えるかというためにはいろいろ問題があると思うんですけれども、そういうグループに対しては、ボランティアがそういう活動をしているということについては非常に認定しやすいところにあると思うんですよ。だから、個人への配分じゃなくて、やはりボランティアが継続して活動できるようなお金を国から取ってきていただきたい、そういう観点なんです、きょうお話ししているのは。

委員長（阪口 均君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）国の補助制度につきましては物すごくアンテナを張っているつもりです。例えば、これはボランティアとはちょっと違うんですけれども、介護予防の事業を立ち上げるときに長寿社会の補助金というものを取ってきたりもしました。いろいろ今の高齢社会に向けてのソフト事業に対しての補助金というのは、やはり重光委員も言われたように今後も出てくる可能性もありますので、そこはしっかりアンテナを張って、活用できるものは十分活用をやっていきたいなというふうに理解をしております。今あれがある、これがあるというのは、ちょっとまだそこはあったものを使っていますので、しっかりそこはアンテナを張っていききたいなというふうに思っております。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）私もちょっと要望みたいな感じになるんですが、今言われた高齢者生きがい活動促進事業、本当にいい事業なので、今モデル事業でつつじヶ丘がやっていただけるということですが、今、府内でも3団体というところで、モデル事業なんで、これがいい結果を出せばもっとまた拡大できるように、府のほうにしっかり成果報告等をしながら府の事業拡大に、まだこれをもっとPR

すれば、やりたいところはふえると思うんです、自治会におきましても。だから、そういったところをモデルとして取り組んで、それで終わりではモデル事業の意味がないと思いますので、結果、やっぱりその自治体の自治会が本当に生きがいつくりというか、そういう面で活性化されたというような、そういう結果をもってまたこの事業の拡大ができるように、府のほうにまた要望しながら補助金も、これは国の補助金ですけれども、府が一応旗振り役になっているんですか。しっかりとまた言っていただきたいと思います。

ポイント制度につきましても、重光委員が言われていましたように、できたら自分自身の介護保険料がそれで活動することによって安くなるんやったらやりたいという人もふえてくるかなというふうに思いますので、介護保険料に還元されるようなポイント制度というものを考えていただけたらなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）9ページの歳出のところ、需用費の中の修繕費です。101万9,000円、側溝の修繕だとお聞きしているんですが、状況をお伺いします。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）墓苑に入っていただきますと管理棟がございます。管理棟から広い通路で奥まで行くところがあるんですけども、あそこを横断するような形で側溝が5本通っております。その中で、2本同じような状況が出ているんですけども、グレーチングが乗っている両方から押されるような状況になりましてグレーチングが浮いておると。ちょっと浮いておりますので、ご高齢の方もいらっしゃいますしお子さんも歩くようなところですので、ちょっと段差ができてこれは危ないということで、28年度にまず一番手前、管理棟に近いところ、2番目の側溝を修理しております。今回は、一番奥のほうも同じような状況になりまして、この部分について修繕させていただきたいというところです。

段差ができておりますので、今ちょっとゴムなどをかぶせて養生しておりますけれども、危険性があるということで修繕させていただきたいということと、来年度から指定管理ということも目指しておりますので、業者に引き渡す前にきちっとした形で引き渡しをしたいというふうに考えておるところでございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。

こういった状況になるというのは、何か原因は。どういうことなんでしょうか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）すみません、そこはよくわかりません。造成したところで、削ったところと埋めたところとそんなにないはずなんですけれども、土が動いているのかどうか、それもちょっとわ

かりません。その中で、今回グレーチングを切った横にコンクリがあるんですけども、その上に30センチ四方ぐらいの板が上に乗って、ちょっと化粧みたいになっていると思うんです。それがグレーチングの際まで来ていたんですけども、今回ちょっと改良させていただきまして、グレーチングの横までちゃんとコンクリを、その後、板にするという形にしますので、今回押されてくるとい状況は改善されるのではないかと。これは状況を見させていただきたいんですけども、そういう形で、形を変えるというようなことをしております。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。

あそこは石畳というのか、きれいにされていますよね。そこで雨でしょうか、多分。それもわからないんですか。平地なんでそんなに砂がまじってくるようなこともないと思ったんで、原因は一体何だろうなと思ってちょっとお聞きしたわけなんですけど、側溝のコンクリートの部分で上の化粧板がずれないようにということですね、今の説明では。そういうふうな対応を今回するというところで100万円ちょっとかかるということで、理解しました。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（阪口 均君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「11時33分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

阪口 均